

(案)

厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見書

【対象年度 令和5年度】

令和7年3月
厚木市市民協働推進委員会

令和5年度 厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見

【市等の責務】

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

- 2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。
- 3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	1 自治会では役員の担い手不足の問題があると思います。 2 自治会未加入者に自治会に加入するメリットをもっと知っていただきたいと思います。

【市民協働事業】

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

- 2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。
- 3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。
- 4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。
- 5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	特になし。

【人材育成等】

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	特になし。

【推進体制の整備】

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

点検結果	<input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 厚木市は施設が充実しています。子育て世代だけでなく、高齢者の生き生きとした地域づくりにつながっていると感じますので、地域集会施設に関する支援は今後も継続していただきたいと思います。</p> <p>2 高齢者が増加している状況も踏まえ、地域福祉推進委員会への金銭的支援を強化する必要があると感じます。</p> <p>3 民生委員の高齢化が進んでおり、これまでと同じ活動は難しくなっています。今後のことをよく考えていただきたいと思います。</p>

【市民協働推進基金の設置】

- 第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
 - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
 - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
 - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聞くものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	特になし。

【市民協働推進委員会】

- 第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
 - 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	特になし。

【評価等】

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	特になし。

指定NPO法人制度について

1 指定NPO法人制度とは

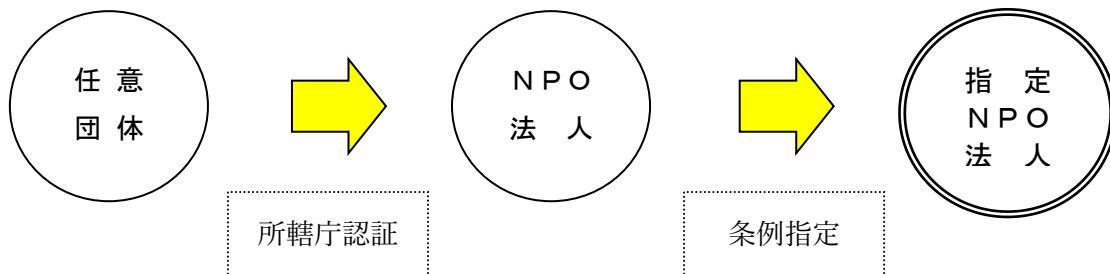
市民協働の担い手となるNPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するための制度です。NPO法人を個別に条例で指定することで、当該法人に個人が寄附した場合、寄附者の個人住民税について税額控除が受けられることになります。

2 市指定NPO法人の主要な要件

- (1) 神奈川県内で活動し、かつ、事務所を有する特定非営利活動法人であること。
- (2) 不特定かつ多数の厚木市民の利益に資するもの。
- (3) 特定非営利活動に係る事業が厚木市の地域課題の解決に資するもの。

指定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして、条例で個別に指定されているものをいいます。

つまり、NPO法人になるためには、所轄庁（都道府県や政令市）からの「認証」を受ける必要がありますが、厚木市の指定NPO法人になるためには、さらに、一定の要件の審査を受けた後、市の条例で個別に「指定」される必要があります。



3 市指定NPO法人となることのメリット

(1) 個人の寄附者のメリット

ア 市指定NPO法人に寄附をした寄附者の個人市民税について、寄附金税額控除が適用されます。

$$(寄附金(※1) - 2,000円) \times 6\% (※2)$$

イ 県指定NPO法人に寄附をした場合は、寄附者の個人県民税について、寄附金税額控除が適用されます。

$$(寄附金(※1) - 2,000円) \times 4\% (※2)$$

※1 総所得金額等の30%を限度

※2 県と市のどちらからも指定されている場合は10%

(2) NPO法人のメリット

指定NPO法人になることで、NPO法人に対する寄附が促進され、より充実した活動の実施が見込まれます。

厚木市地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めるために必要な基準及び手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定特定非営利活動法人」とは、指定（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けた特定非営利活動法人をいう。

(指定の申出)

第3条 地方税法第314条の7第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した厚木市指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）により行うものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所（神奈川県内の事務所に限る。）の所在地
- (2) 設立の年月日
- (3) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の内容
- (4) 神奈川県内において特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動（以下「特定非営利活動」という。）を行う地域（当該特定非営利活動の効果等が及ぶ地域を含む。）
- (5) その他参考となるべき事項

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明し、及び第5条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（寄附金充当予定事業一覧（第2号様式））
- (3) 直近の事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）、及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）並びに社員のうち10人以上の者の名簿（前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）
- (4) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）
- (5) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）
- (6) 前項第3号及び第4号に掲げる事項の内容を証明する書類

3 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、速やかに、当該申出書並びに前項第1号及び第2号に掲げる書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いた

ものを、当該申出書を受理した日から1月間、市政情報コーナー及びNPO法人所管課における閲覧並びにホームページへの掲載をしなければならない。

- 4 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、必要に応じて、神奈川県知事に対し、当該申出書の内容その他指定のために必要な手続を行うことに関し必要な事項について意見を求めるものとする。

(指定のために必要な手続を行う基準等)

第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) 神奈川県内で活動し、かつ、事務所を有する特定非営利活動法人であること。
(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 当該特定非営利活動法人が、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として神奈川県の当該寄附金を定める条例で定められているもの。

イ 次に掲げる基準に該当していること。

- (ア) その事業活動の内容について、次に掲げる基準に該当していること。
a 不特定かつ多数の厚木市民の利益に資するものであること。
b 特定非営利活動に係る事業が厚木市の地域課題の解決に資するものであること。
(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。
a 前条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
b 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。

- (3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。

(ア) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者

(イ) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係等）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と特殊の関係のある者

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第53条から第59条までの規定に準じ帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

エ その支出した金銭の費途が明らかでないものがあること、帳簿に虚偽の記載があることその他の不適正な経理が行われていないこと。

- (4) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

- (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

(エ) 公益を害するおそれのある活動

- イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者（以下「役員等」という。）に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして次に掲げる基準に適合していること。
 - (ア) 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
 - (イ) 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等（資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供をいう。）に関して特別の利益を与えないこと。
 - (ウ) 役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
 - (エ) 営利を目的とした事業を行う者、ア(ア)から(エ)までに掲げる活動を行う者又はア(ウ)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。
- (5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び神奈川県内の事務所において閲覧させること。
 - ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等
 - イ 前条第2項第1号及び第2号に掲げる書類
- (6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。
 - ア 前条第2項第2号に掲げる書類
 - イ 前号アに掲げる書類（年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る。）
- (7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。
- (8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

- (9) 前条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
- (10) 実績判定期間（指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては2年、市長が特に認める場合にあっては2年を超えない期間で市長が定める期間）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）において、第1号から第8号までに掲げる基準（第2号アに掲げる基準並びに当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第5号及び第6号に掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞くものとする。
- 3 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いたときは、インターネットの利用その他の方法により、その結果を公表しなければならない。
- （次格事由）
- 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、特定非営利活動法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定のために必要な手続を行わないものとする。
- (1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
- ア 指定特定非営利活動法人が第13条第1項各号（第3号、第4号及び第6号を除く。次号において同じ。）又は第2項各号（第2号（第4条第1項第1号又は第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 暴力団員等（厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に掲げる暴力団員等をいう。）
- (2) 第13条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
- (3) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の处分

に違反しているもの

- (4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
 - (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
 - (6) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団
 - イ 厚木市暴力団排除条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等
- (指定の通知等)

第6条 市長は、指定があったときはその旨を、第4条第1項の規定による指定のための必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 市長は、指定があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所及び神奈川県内の事務所の所在地
 - (4) 指定の効力を生じた年月日
 - (5) 当該指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の内容
 - (6) 当該指定特定非営利活動法人が特定非営利活動を行う地域（当該特定非営利活動の効果等が及ぶ地域を含む。）
 - (7) 当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により個人市民税の税額控除の対象となる期間
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- (指定の更新の申出)

第7条 指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（この条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日）から起算して5年を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、5年を経過する日の9月前から5月前までの間（以下「更新申出期間」という。）内に、市長に指定の更新の申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。

2 第3条第1項、第2項及び第4項並びに第4条（第1項第3号イ及び第9号に係る部分を除く。）から第6条までの規定は、前項の指定の更新の申出について準用する。この場合において、第4条第1項第10号中「から第8号まで」とあるのは、「及び第2号」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第3条第1項の申出書は、指定特定非営利活動法人指定更新申出書（第3号様式）とする。

（役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等）

第8条 指定特定非営利活動法人は、役員名簿、定款、代表者の氏名、当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により個人市民税の税額控除の対象となる期間そ

の他市長が必要とする事項に変更（次条第1項に規定する事項に係る変更を除く。）があったときは、速やかに、指定特定非営利活動法人変更届出書（第4号様式）に次の各号に掲げる場合は区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、その旨を市長に届け出るものとする。

(1) 役員名簿（第3条第2項第4号に規定する役員名簿をいう。以下この号において同じ。）の変更による場合 第5条第1号に該当しない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿

(2) 定款の変更による場合 変更後の定款及び次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

ア 登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書

イ ア以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあっては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

2 市長は、前項の届出（代表者の氏名及び事務所の所在地に限る。）があったときは、インターネットを利用した閲覧の方法等により、その旨を周知しなければならない。（事業の内容等に関する変更の届出等）

第9条 指定特定非営利活動法人は、第3条第1項第3号若しくは第4号又は第6条第2項第1号若しくは第3号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、指定特定非営利活動法人変更届出書（第4号様式）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第3条第1項第3号に掲げる事項の変更による場合 当該事項の内容を説明する書類及び第4条第1項第2号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（定款の変更があった場合にあっては、当該事項の内容を説明する書類、同号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、当該定款の変更の認証を受けたことを証する書類の写し、変更後の定款の写し及び登記事項証明書）

(2) 第3条第1項第4号に掲げる事項の変更による場合 当該事項の内容を説明する書類

(3) 第6条第2項第1号又は第3号に掲げる事項の変更による場合 変更後の定款及び登記事項証明書

2 市長は、前項の届出（第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更による場合に限る。）があった場合において、必要があると認めるときは、神奈川県知事及び委員会に意見を聴いた上で、当該指定特定非営利活動法人が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

3 第1項の届出が第6条第2項第1号又は第3号（主たる事務所の所在地に係るものに限る。）に掲げる事項の変更によるものであるときは、市長は、指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。

4 市長は、第1項の届出があったとき又は第2項の規定により委員会の意見を聴いたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨又はその結果を30日以内に公表しなければならない。

（事業等報告書の提出）

第10条 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度、その事業年度終了の日の翌日から3

月以内に、事業報告書等（第3条第2項第3号に規定する事業報告書等をいう。）並びに第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに第5条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類（以下「指定基準等適合説明書類」という。）を添付した指定特定非営利活動法人事業等報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業報告書等その他の書類の公開）

第11条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類、事業報告書等、第9条第1項の届出に係る書類、指定基準等適合説明書類又は役員名簿若しくは定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、市政情報コーナー及びNPO法人所管課において、執務時間中に、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（法人及び事業の概要報告書の提出等）

第12条 指定特定非営利活動法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、法人及び事業の概要報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出を受けた概要報告書を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等）

第13条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

- (1) 第5条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
- (3) 更新申出期間内に、第7条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。
- (4) 第7条第1項の指定の更新の申出をした場合であって、当該指定特定非営利活動法人が同条第2項において準用する第4条第1項各号に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。
- (5) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
- (6) 指定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

- (1) 特定非営利活動促進法第29条又は第10条若しくは第12条第1項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- (2) 第4条第1項第1号から第4号まで又は第8号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 市長は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知しなければならない。

4 市長は、前項の規定により通知をするときは、必要に応じ、神奈川県知事及び関係市町村長に対し、特定非営利活動法人の指定が取り消された旨及びその理由を通知するものとする。

- 5 市長は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知しなければならない。
- 6 第3条第4項並びに第4条第2項（指定特定非営利活動法人が同条第1項第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）及び第3項の規定は、第2項の指定の取消しについて準用する。

（協力依頼）

第14条 市長は、この要綱の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めるものとする。

（委員会への諮問）

第15条 市長は、指定のために必要な基準、手続を定める必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

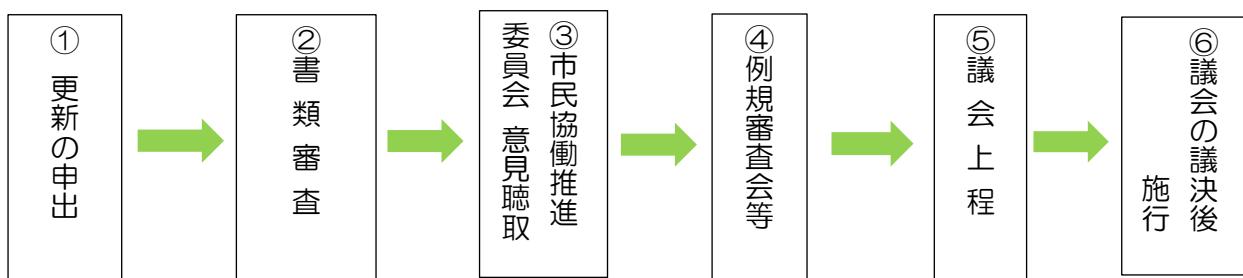
指定NPO法人の更新について

指定NPO法人「WE 21 ジャパン厚木」より指定更新の申出がありましたので、「厚木市地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続要綱」第4条第2項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 市指定NPO法人の有効期間（要綱第7条）

指定NPO法人の有効期間は指定を受けてから5年となります。引き続き活動を行う法人は、5年を経過する日の9月前から5月前までの間に市長に更新の申出を行うこととなります。

2 市指定 NPO 法人の更新手続きの流れ



3 更新申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 WE 21 ジャパン厚木
代表者の氏名	代表理事 小川 秀代
主たる事務所の所在地	神奈川県厚木市中町3丁目18番5号
定款に記載されている目的	この法人は、地球環境を保全するため、神奈川県厚木市を中心に資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊、抑圧、性差別、戦禍、飢餓、貧困などにより生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を行うことで、アジア各地域の人々の生活の向上と自立に寄与するとともに、地域市民の環境、人権、平和、協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。
活動分野	1 環境の保全を図る活動 2 人権の擁護または平和の推進を図る活動 3 國際協力の活動 4 上記の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡 助言又は援助の活動
事業の概要	1 資源のリユース・リサイクルを推進する事業 2 アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と 自立のための活動を支援する事業 3 その他、第3条の目的達成に必要な事業
寄付金控除対象期間 (神奈川県)	平成31年1月1日から令和11年12月31日まで
寄付金控除対象期間 (厚木市)	令和2年1月1日から令和7年6月30日まで

更新申出法人の指定基準適合表【特定非営利活動法人 WE 21 ジャパン厚木】

資料 5

指定基準 (要綱第4条)	要件	確認した書類等 (更新申出法人の指定基準適合判定 書類内のページ)	判定
1号	(1) 神奈川県内で活動し、かつ、事務所を有する特定非営利活動法人であること。	■定款(p.28)	適合
2号	次のいずれにも該当すること。 (2) ア 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として神奈川県の当該寄附金を定める条例で定められているもの。 イ(ア)a 不特定かつ多数の厚木市民の利益に資するものであること。 b 事業が厚木市の地域課題の解決に資するものであること。 (1)a 定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続が見込まれること。 b 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。	■条例確認 ■申出書(p.3) ■活動計算書(p.42) ■活動報告(p.35~41) ■申出書(p.4) ■定款(p.28~34) ■活動報告(p.35~41) ■申出書(p.7~8) ■定款(p.28) ■活動報告(p.35~41)	適合 適合 適合
	■地域の住民等からの署名 235 筆		適合
	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。 (3) ア(ア) 役員及びその親族等の割合がそれぞれ3分の1以下であること。 (1) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等の割合がそれぞれ3分の1以下であること。 ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。 エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。	■申出書(p.12~14) ■役員名簿 ■役員等氏名一覧表 ■申出書(p.12~14) ■役員名簿 ■役員等氏名一覧表 ■申出書(p.13) ■帳簿(p.15) ■申出書(p.13) ■帳簿(p.15) ■活動計算書(p.42)	適合 適合 適合 適合
	事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。 (4) ア(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと。 イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと。 ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと。 エ 公益を害するおそれのある活動を行っていないこと。 イ 役員等に対し特別の利益を与えないこと	■申出書(p.16) ■活動報告(p.35~41) ■チラシ ■申出書(p.16) ■活動報告(p.35~41) ■チラシ ■申出書(p.16) ■活動報告(p.35~41) ■チラシ ■申出書(p.16) ■活動報告(p.35~41) ■チラシ ■申出書(p.16) ■活動報告(p.35~41) ■チラシ	適合 適合 適合 適合 適合
	書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び神奈川県内の事務所において閲覧させること。 (5) ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等 イ 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	■申出書(p.21) ■申出書(p.21) ■申出書(p.21)	適合 適合 適合
6号	正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。 (6) ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■申出書(p.22) ■申出法人ホームページ ■申出書(p.22) ■申出法人ホームページ	適合 適合
	各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。 7号 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと。 8号 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。	■申出書(p.23) ■内閣府ホームページ確認 ■申出書(p.23) ■内閣府ホームページ確認 ■履歴事項全部証明書	適合 適合 適合
9号			

指定基準 (要綱第5条)	要件	確認した書類等 (更新申出法人の指定基準適合判定 書類内のページ)	判定
1号	役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと (1) ア 指定の取消しがあった日以前1年内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとしてすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ 暴力団員等	■欠格事由チェック表(p.24~25)	適合
	■欠格事由チェック表(p.24~25)	適合	
2号	(2) 指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表(p.24~25)	適合
3号	(3) 定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの	■欠格事由チェック表(p.24~25)	適合
4号	(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの	■欠格事由チェック表(p.24~25)	適合
5号	(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの	■欠格事由チェック表(p.24~25)	適合
6号	次のいずれかに該当するもの (6) ア 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団 イ 厚木市暴力団排除条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等	■欠格事由チェック表(p.24~25)	適合
	■欠格事由チェック表(p.24~25)	適合	

関連法令について

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第三百四条の七 市町村は、所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納稅義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納稅義務者の第三百四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）に対する寄附金（当該納稅義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納稅義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納稅義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納稅義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

四 **特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納稅義務者に及ぶと認められるものを除く。）**

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間ににおいて行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

特定非営利活動促進法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

別表（第二条関係）

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

二 社会教育の推進を図る活動

三 まちづくりの推進を図る活動

四 観光の振興を図る活動

五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

七 環境の保全を図る活動

八 災害救援活動

九 地域安全活動

十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

十一 國際協力の活動

十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

十三 子どもの健全育成を図る活動

十四 情報化社会の発展を図る活動

十五 科学技術の振興を図る活動

十六 経済活動の活性化を図る活動

十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

十八 消費者の保護を図る活動

十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。（以下略）

特定非営利活動促進法施行条例（神奈川県条例 平成10年10月20日 条例第37号）

（趣旨）

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第9条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

（設立の認証申請）

第2条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項の規定による申請書の提出は、規則で定めるところにより、当該申請書に次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

（1）申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所

（2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

（3）申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する住所又は居所を証する書面は、次に掲げるものとする。

（1）当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

（2）当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面

3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書面は、申請の日（法第23条第2項（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第5条において同じ。）の規定により届け出る場合にあっては、届出の日）前6月以内に作成されたものでなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号の規定により地方公共団体情報システム機構（第5条において「機構」という。）から当該役員に係る同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード（以下この項において「個人番号等」という。）を除く。第5条において「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報（個人番号等を除く。第5条において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

厚木市市税条例（抜粋）

（寄附金税額控除の対象とする寄附金）

第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次のとおりとする。

（1）所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、神奈川県の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの

（2）所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、公益信託二関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により神奈川県知事又は神奈川県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（令和2年厚木市条例第19号）に定める特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関する寄附金（同条例で定める期間内に支出されたものに限る。）とする。

○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
令和2年6月1日（条例第19号）

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）第13条の2第2項の期間を別表のとおり定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（厚木市市税条例の一部改正）

2 厚木市市税条例の一部を次のように改正する。

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	厚木市市税条例第13条の2第2項の期間
特定非営利活動法人 WE21ジャパン厚木	厚木市中町3丁目18番5号	令和2年1月1日から令和7年6月30日まで

更新申出法人の指定基準適合判定書類

指定特定非営利活動法人指定更新申出書

2025年 1月 8日	主たる事務所の所在 地	〒243-0018 神奈川県厚木市中町3丁目18番5号 電 話 (046) 296-2555 F A X (046) 296-2555
厚木市長 殿	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジンウイニジュウイチ ジャパンアツギ
	法 人 の 名 称	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木
	(フリガナ)	オガワ ヒデヨ
	代表者 の 氏 名	小川 秀代
	設 立 年 月 日	2000年 9月 1日
	寄附金が控除対象となる期間	2020年1月1日 から 2025年6月30日 まで
	更新申出期間	2024年9月1日 から 2025年 1月31日 まで
事 業 年 度	4月1日 から 3月31日 まで	

厚木市地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続要綱第7条第1項の規定により指定の更新を受けたいので、申し出ます。

現に行っている事業の内容

(特定非営利活動に係る事業)

- (1) 資源のリユース・リサイクルを推進する事業
- (2) アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業
- (3) その他、上記の目的達成に必要な事業

(他の事業)

なし

県内における特定非営利活動を行う地域

厚木市

主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地

なし

その他の参考事項

なし



指定要件チェック表（第1表）（要綱第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木	実績判定期間	2019年4月1日～2024年3月31日
-----	-----------------------	--------	----------------------

(1) 神奈川県内で活動し、かつ事務所を有する特定非営利活動法人であること。	チェック欄 <input type="radio"/>
--	--------------------------------

特定非営利活動法人の活動地域

	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
判定の対象となる各事業年度	2019年4月1日から	2020年4月1日から	2021年4月1日から	2022年4月1日から	2023年4月1日から	2024年4月1日から
	2020年3月31日まで	2021年3月31日まで	2022年3月31日まで	2023年3月31日まで	2024年3月31日まで	2025年3月31日まで
県内で活動する特定非営利活動法人である。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
活動地域	厚木市	厚木市	厚木市	厚木市	厚木市	厚木市
備考	特定非営利活動に係る事業 (1) 資源のリユース・リサイクルを推進する事業 (2) アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 (3) その他、上記の目的達成に必要な事業	同左	同左	同左	同左	同左

指定要件チェック表（第2表）（要綱第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木	実績判定期間	2019年4月1日～2024年3月31日	チェック欄
(2) 次のいずれにも該当すること	ア 当該特定非営利活動法人が、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として神奈川県の当該寄附金を定める条例で定められているもの。	(イ) 次に掲げる基準に該当していること。 (ア) その事業活動の内容について、次に掲げる基準に該当していること。 a 不特定かつ多数の厚木市民の利益に資するもの b 特定非営利活動に係る事業が厚木市の地域課題の解決に資するもの (イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。 a 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続が見込まれること。 b 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。		

(ア) その事業活動の内容について、次の掲げる基準に該当していること。

a 判断基準 不特定かつ多数の厚木市民の利益に資するもの

① 原則、特定非営利活動に係る事業の支出規模が、実績判定期間内の各事業年度において、総支出額の2分の1以上であること。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	合計
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	
すべての事業活動に係る金額等	22,183千円	19,683千円	20,263千円	21,014千円	20,658千円	103,801 千円
特定非営利活動に係る事業活動に係る金額等	22,183千円	19,683千円	20,263千円	21,014千円	20,658千円	103,801 千円
特定非営利活動に係る事業活動の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(

② 利益を受ける厚木市民が存在すること。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2019年4月1日から	2020年4月1日から	2021年4月1日から	2022年4月1日から	2023年4月1日から	2024年4月1日から
	2020年3月31日まで	2021年3月31日まで	2022年3月31日まで	2023年3月31日まで	2024年3月31日まで	2025年3月31日まで
利益を受ける市民が存在する。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

第2表（次葉）

b 判断基準 厚木市の地域の課題の解決に資するもの

特定非営利活動に係る事業が、①又は②に該当すること。又は、①に該当する事業費と②に該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。

① 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。

法 人 の 活 動 (具体的な事業)	割 合	行政の計画・施策 (省庁・地方公共団体等の名称)	方向性に沿っている内容・理由
資源のリユース・リサイクルを推進する事業	78.1%	第5次厚木市環境基本計画 [計画期間：令和3年度～令和8年度] (厚木市)	<p>第5次厚木市環境基本計画では、「持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現」を基本目標Ⅰとしており、その中の「基本政策1-3」として、「ごみの発生抑制・循環利用の推進」を掲げている。</p> <p>さらに、[施策の展開]の1-3-②として、「3Rの普及と推進の仕組みづくり」の中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの普及と促進 ・フリーマーケットなどのリユースの推進 <p>などが考えられる取組として記載されている。</p> <p>当法人では、市民からの寄付による不用品を有効活用し、ごみの排出量の削減と資源の資源化率の向上に寄与しており、こうした活動は厚木市の環境基本計画に合致したものとなっている。</p>

② 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。

法 人 の 活 動 (具体的な事業)	割 合	地 域 の 住 民 等 の 要 望 を 説 明 す る 资 料	対応している内容・理由
	%		
	%		

第2表（次葉）

(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

a 判断基準 事業の活動の実績と継続的な事業の実施

- ① 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績がある。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
県内の活動地域における事業の活動の実績	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ② 継続的な事業の実施が見込まれること。

指定期間中、人的体制、活動資金の見通し等から、継続的な事業の実施が見込まれる。

はい いいえ

※ 継続的な事業の実施（見込み）を説明する資料（事業計画等）を添付してください。

b 判断基準 支持されている実績

① 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績がある。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2019年4月1日から まで	2020年4月1日から まで	2021年4月1日から まで	2022年4月1日から まで	2023年4月1日から まで	2024年4月1日から まで
支持されている実績の有無	有・無 (住民等)	有・無 (住民等)	有・無 (住民等)	有・無 (住民等)	有・無 (住民等)	有・無 (住民等)

② 実績の内容

支持されている実績	実績の内容等
地域住民から支持を受けている実績	[内 容] WE21ジャパン厚木の活動を支持し、推薦する趣旨の署名 235筆
	[期間等] 2024年7月9日～7月25日

事業計画等

	現在（更新の申出の事業年度）	2年目	3年目	4年目	5年目
事業の計画	<p>・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 内容：チャリティショッップの運営 日時：平日 10 時～16 時 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：40 人 受益対象者：厚木市民を中心とする来店者 20,000 人 支出見込額：16,000,000 円</p> <p>・アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 内容：緊急支援を含む国内外支援 日時：随時及び年度末 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：32 人 受益対象者：国内外の市民 約 350 人 支出見込額：4,000,000 円</p> <p>・その他、上記の目的達成に必要な事業 ※特段の計画なし</p>	<p>・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 内容：チャリティショッップの運営 日時：平日 10 時～16 時 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：40 人 受益対象者：厚木市民を中心とする来店者 21,000 人 支出見込額：16,100,000 円</p> <p>・アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 内容：緊急支援を含む国内外支援 日時：随時及び年度末 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：32 人 受益対象者：国内外の市民 約 380 人 支出見込額：4,100,000 円</p> <p>・その他、上記の目的達成に必要な事業 ※特段の計画なし</p>	<p>・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 内容：チャリティショッップの運営 日時：平日 10 時～16 時 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：40 人 受益対象者：厚木市民を中心とする来店者 22,000 人 支出見込額：16,200,000 円</p> <p>・アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 内容：緊急支援を含む国内外支援 日時：随時及び年度末 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：32 人 受益対象者：国内外の市民 約 410 人 支出見込額：4,200,000 円</p> <p>・その他、上記の目的達成に必要な事業 ※特段の計画なし</p>	<p>・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 内容：チャリティショッップの運営 日時：平日 10 時～16 時 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：40 人 受益対象者：厚木市民を中心とする来店者 23,000 人 支出見込額：16,300,000 円</p> <p>・アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 内容：緊急支援を含む国内外支援 日時：随時及び年度末 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：32 人 受益対象者：国内外の市民 約 440 人 支出見込額：4,300,000 円</p> <p>・その他、上記の目的達成に必要な事業 ※特段の計画なし</p>	<p>・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 内容：チャリティショッップの運営 日時：平日 10 時～16 時 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：40 人 受益対象者：厚木市民を中心とする来店者 24,000 人 支出見込額：16,400,000 円</p> <p>・アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 内容：緊急支援を含む国内外支援 日時：随時及び年度末 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：32 人 受益対象者：国内外の市民 約 470 人 支出見込額：4,400,000 円</p> <p>・その他、上記の目的達成に必要な事業 ※特段の計画なし</p>

収支 (寄附金を含む) の計画	経常収益 20,354,052 円 内訳 ① 受取会費 106,000 円 ② 事業収益 18,700,000 円 ③ 受取寄付金等 1,548,052 円	経常収益 20,600,000 円 内訳 ① 受取会費 100,000 円 ② 事業収益 18,700,000 円 ③ 受取寄付金等 1,800,000 円	経常収益 20,800,000 円 内訳 ① 受取会費 100,000 円 ② 事業収益 18,900,000 円 ③ 受取寄付金等 1,800,000 円	経常収益 21,000,000 円 内訳 ① 受取会費 100,000 円 ② 事業収益 19,100,000 円 ③ 受取寄付金等 1,800,000 円	経常収益 21,200,000 円 内訳 ① 受取会費 100,000 円 ② 事業収益 19,300,000 円 ③ 受取寄付金等 1,800,000 円
	経常費用 20,354,052 円 内訳 ① 事業費 20,000,000 円 ② 管理費等 354,052 円	経常費用 20,600,000 円 内訳 ① 事業費 20,200,000 円 ② 管理費等 400,000 円	経常費用 20,800,000 円 内訳 ① 事業費 20,400,000 円 ② 管理費等 400,000 円	経常費用 21,000,000 円 内訳 ① 事業費 20,600,000 円 ② 管理費等 400,000 円	経常費用 21,200,000 円 内訳 ① 事業費 20,800,000 円 ② 管理費等 400,000 円
	<会員> 72名	<会員> 73名	<会員> 74名	<会員> 75名	<会員> 76名
	<役員> 理事 10 名 監事 2 名				
	<職員> 非常勤スタッフ 4名	<職員> 非常勤スタッフ 5名	<職員> 非常勤スタッフ 5名	<職員> 非常勤スタッフ 5名	<職員> 非常勤スタッフ 5名
	アルバイトスタッフ 4名	アルバイトスタッフ 3名	アルバイトスタッフ 3名	アルバイトスタッフ 3名	アルバイトスタッフ 3名
	<その他> ボランティア 23名	<その他> ボランティア 24名	<その他> ボランティア 25名	<その他> ボランティア 26名	<その他> ボランティア 27名

指定要件チェック表（第2表）付表1（要綱第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名		実績判定期間	年 月 日から 年 月 日まで
-----	--	--------	-----------------

無償ボランティア（法人の役員によるものを除き、実費相当を支給するボランティアを含む。）
の実績は、実績判定期間内の各事業年度中の月平均の無償ボランティアの総労働時間数が一定数
(400時間（総収入額300万円未満の法人は200時間、300万円から500万円までは
一定の割合による時間（最大400時間））以上であること。

チェック欄

1 無償ボランティアの人数・総労働時間

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年 月 日から				
	年 月 日から				
無償ボランティアの人数	人	人	人	人	人
無償ボランティア（全員） の総労働時間（事業年度）	時間	時間	時間	時間	時間

合計総労働時間 (①から⑤までの総労働時間) ※(⑥)	時間	①から⑤までの合計月数 (※⑦)	月
-----------------------------------	----	------------------	---

無償ボランティア総労働時間（実績判定期間における月平均） (⑥ ÷ ⑦ ≥ 400時間 (200~400時間))	時間
---	----

※ 200時間から400時間までに該当する場合には、次の2も記載してください。)

2 法人の総収入額（小規模法人等の特例（総収入額年300万円未満）に該当する場合に記入）

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年 月 日から				
	年 月 日から				
総 収 入 額	円	円	円	円	円

合計総収入額 (※⑥)	円	①から⑤までの合計月数 (※⑦)	月
-------------	---	------------------	---

年総収入額 (⑥ × 12 ÷ ⑦ < 300万円)	円
----------------------------	---

指定要件チェック表（第2表）付表2（要綱第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名		実績判定期間	年月日から 年月日まで	チェック欄
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること。				
【留意事項】 1 寄附者の氏名及びその住所が明らかな寄附者のみを教えてください。 2 会費(対価性が認められないものは除く)は寄附金には含まれません。				

実績判定期間内の各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年月日から	年月日から	年月日から	年月日から	年月日から
	年月日から	年月日から	年月日から	年月日から	年月日から
年1,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人にあっては名称)及びその住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)が明らかな寄附者のみを教えていただけますか。
- 寄附者の数の算定に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。
- 会費(対価性が認められないものは除く)は寄附金から除いていますか。

- 実績判定期間内において、寄附金額が年1,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年1,000円以上の寄附者の数(※)	①	②	③	④	⑤	合計	
	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

実績判定期間の年1,000円以上の寄附者の数(※)	A	人	×	12	=	□	人	≥ 100人
実績判定期間の月数	B	月						

* 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、1,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

指定要件チェック表（第2表）（要綱第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）市町村指定法人

用

法人名	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木	チェック欄
ア 当該特定非営利活動法人が、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として神奈川県の当該寄附金を定める条例で定められているもの		<input type="radio"/>
【留意事項】 申出日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。		
条 例 指 定 年 月 日 2019年 12月 24日		
※ 神奈川県の条例により、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し(公報の写し)等を添付してください。		

指定要件チェック表（第3表）（要綱第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン原木																																																					
(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。					チェック欄																																																	
ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。					<input type="radio"/>																																																	
(ア) 役員及びその親族等 (イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。 エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。																																																						
ア <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">役員数 a</th> <th rowspan="2">最も人数が多い「親族等」のグループの人数 b</th> <th rowspan="2">割合 (b ÷ a)</th> <th rowspan="2">最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 d</th> <th rowspan="2">割合 (d ÷ a) c</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> <th>%</th> <th>人</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>② 年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>③ 年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>④ 年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>申出日の属する事業年度</td> <td>12人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>							区分	項目	役員数 a	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 b	割合 (b ÷ a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 d	割合 (d ÷ a) c	人	人	%	人	%	① 年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%	② 年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%	③ 年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%	④ 年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%	⑤ 年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%	申出日の属する事業年度	12人	0人	0%	0人	0%
区分	項目	役員数 a	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 b	割合 (b ÷ a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 d	割合 (d ÷ a) c																																																
							人	人	%	人	%																																											
① 年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%																																																	
② 年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%																																																	
③ 年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%																																																	
④ 年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%																																																	
⑤ 年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%																																																	
申出日の属する事業年度	12人	0人	0%	0人	0%																																																	
(備考) 各欄の人数等は、付表「役員の状況」から転記してください。																																																						

第3表（次葉）

ウ

項目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(備考) 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(第3表 付表1)

役員の状況

法人名	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木	①	②	③	④	⑤	申出時
役員数		人	人	人	人	人	12人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	0人

役員の内訳							
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況			
				①	②	③	④

帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法 人 名	特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	ファイル	随時	7年
現金出納帳	ファイル	毎日	7年
入金・出金・振替伝票	伝票	毎日	7年
領収書綴	ファイル	随時	7年
売上日計表・活動報告書	ファイル	毎日	7年
在庫管理表	ファイル	毎日	7年
給与台帳	ファイル	1か月ごと	7年
仕訳帳	ファイル	毎日	7年
寄付台帳	ファイル	随時	7年

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルースリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。

指定要件チェック表（第4表）（要綱第4条第1項第4号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木																																							
(4) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。 ア 次に掲げる活動を行っていないこと。																																								
(7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。 (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。 (I) 公益を害するおそれのある活動 イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。																																								
ア <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>申出日の属する事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>公益を害するおそれのある活動</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>						項目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	公益を害するおそれのある活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
項目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度																																		
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																		
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																		
特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																		
公益を害するおそれのある活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																		
イ <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>申出日の属する事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>						項目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度	役員の職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																					
項目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度																																		
役員の職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																		

役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡とその他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びアの活動を行う者又は特定の候補者もしくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(備考) 付表「役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表）付表2」を記載し添付してください。

役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1

法人名	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木																																								
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者 																																									
<p>ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イを除く）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 20%;">法人との関係 (注2)</th> <th style="width: 20%;">報酬・給与・その他の手当の区分</th> <th style="width: 15%;">支給期間等</th> <th style="width: 15%;">支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与・その他の手当の区分	支給期間等	支給金額	なし					円																								
氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与・その他の手当の区分	支給期間等	支給金額																																				
なし					円																																				
<p>（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。</p>																																									
<p>イ 給与を得た職員の総数及び総額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">集計期間</td> <td>2024年4月1日～2024年12月31日</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">給与を得た職員の総数</td> <td>左記の職員に対する給与総額</td> </tr> <tr> <td>9人</td> <td>4,384,185円</td> </tr> </table>						集計期間	2024年4月1日～2024年12月31日	給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	9人	4,384,185円																														
集計期間	2024年4月1日～2024年12月31日																																								
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額																																								
9人	4,384,185円																																								

役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表）付表2

法人名	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木																																																																																														
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 <p>（1）資産の譲渡（棚卸資産を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>譲渡資産の内容</th> <th>譲渡年月日</th> <th>譲渡価格</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>なし</td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>（2）資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>貸付資産の内容</th> <th>貸付年月日</th> <th>対価の額</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>なし</td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> </tbody> </table>						取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等	なし				円						円						円						円						円						円						円		取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等	なし				円						円						円						円						円						円	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等																																																																																										
なし				円																																																																																											
				円																																																																																											
				円																																																																																											
				円																																																																																											
				円																																																																																											
				円																																																																																											
				円																																																																																											
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等																																																																																										
なし				円																																																																																											
				円																																																																																											
				円																																																																																											
				円																																																																																											
				円																																																																																											
				円																																																																																											

第4表付表2(次葉)

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金(申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等
なし				

指定要件チェック表（第5表）（要綱第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木		
(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び神奈川県内の事務所において閲覧させること。			チェック欄 <input type="radio"/>
<p>ア 要綱第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 要綱第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第5条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p>			
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧させることに同意する。</p>			同意 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
1	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿） (2) 役員名簿（役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿） (3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）		
2	(1) 要綱第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (2) 要綱第5条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
(備考) 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。			

第5表（次葉）

(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>															
<p>ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>イ 要綱第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 (年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る。)</p>																
<p>インターネットの利用による公表（1の小規模法人を除く）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。</th> <th style="text-align: center;">同 意</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th style="text-align: center;">する</th> <th style="text-align: center;">しない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録） (2) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類、個人の住所又は居所に係る記載以外の部分）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>		次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同 意			する	しない	1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			2	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録） (2) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類、個人の住所又は居所に係る記載以外の部分）		
次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同 意														
		する	しない													
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類															
2	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録） (2) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類、個人の住所又は居所に係る記載以外の部分）															

指定要件チェック表（第6表）（要綱第4条第1項第7号）

(7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。					チェック欄 <input type="radio"/>
各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

指定要件チェック表（第7表）（要綱第4条第1項第8号）

(8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。					チェック欄 <input type="radio"/>
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 WE21ジャパン厚木	チェック欄
	指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。	○
1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの		
(1)	指定特定非営利活動法人が要綱第13条第1項各号（第3号、第4号及び第6号を除く。次号において同じ。）又は第2項各号（第2号（第4条第1項第1号又は第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	
(2)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとしてすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
(4)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6号において同じ。）	
2 要綱第13条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの		
3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの		
6 次のいずれかに該当するもの		
(1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団		
(2) 厚木市暴力団排除条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等		
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
(1)	指定特定非営利活動法人が要綱第13条第1項各号（第3号、第4号及び第6号を除く。次号において同じ。）又は第2項各号（第2号（第4条第1項第1号又は第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	有・無
(2)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・無
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとしてすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・無
(4)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6号において同じ。）	有・無

欠格事由チェック表（次葉）

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政手の処分に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団	はい・いいえ
ロ	厚木市暴力団排除条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等	はい・いいえ

(備考)上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

上記欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和7年 1月 8 日

所在地 神奈川県厚木市中町3丁目18番5号

法人の名称 特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木

代表者の氏名 小川秀代

【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。
- また、別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェックリストと併せて提出してください。

役員等氏名一覧表

2024年 12月 31日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正,昭和,平成)	性別 (男・女)	住所
-----	----	-------	--------------------	-------------	----

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

2025年 1月 8日

所在地 厚木市中町3丁目18番5号法人の名称 特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木代表者氏名 小川秀代

寄附金充当予定事業一覧

法人の名称	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木
-------	-----------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業	・国内のNGO,NPOを通じて、ネパールの若者への教育支援事業 ・ミャンマーの難民キャンプの図書館事業を支援	2024年4月1日～2029年3月31日	WEシヨップ 厚木1号店	理事 10名 監事 2名 スタッフ 8名 ボランティア 25名	・ネパールは20名の学生を対象 ・ミャンマーの難民は不特定多数	500万円
アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業	・国内災害被災地の復興支援 ・福島の小児甲状腺がん患者と家族を支える活動支援 ・在日外国人母子の保険医療サービスへのアクセス改善プロジェクト支援	同上	同上	同上	・宮城県気仙沼市内の地域住民 ・福島の小児甲状腺がん患者約10名 ・主に東京都内約30名	300万円
その他、上記の目的達成に必要な事業	国内外の環境問題や支援先の報告等の講座開催や情報開示の広報活動	同上	同上	同上	・講座開催への参加者60名 ニュース送付先100名	748,052円

寄附金の受け入れ及び支出に利用する銀行口座名	
みずほ銀行 厚木支店	

特定非営利活動法人 WE21 ジャパン厚木 定款

法人の名称 特定非営利活動法人WE21 ジャパン厚木

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人WE21 ジャパン厚木という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県厚木市中町3丁目18番5号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地球環境を保全するため、神奈川県厚木市を中心に資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊、抑圧、性差別、戦禍、飢餓、貧困などにより生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を行うことで、アジア各地域の人々の生活の向上と自立に寄与するとともに、地域市民の環境、人権、平和、協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人が行う活動は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）が定める次の種類のものである。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 上記の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 資源のリユース・リサイクルを推進する事業
- (2) アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業
- (3) その他、第3条の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に参加できる個人を会員とし、法上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、この法人が別に定める入会申込書を提出して申し込むものとし、運営委員会が承認する。ただし、運営委員会は、特に正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を運営委員会に提出して、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第10条 会員に次の事情が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が、この定款に違反し、法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、除名する事ができる。ただしこの場合、その会員に、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(役員の種類と定数)

第12条 この法人に次の役員を置き、運営委員をもって法上の理事、監査委員をもって法上の監事とする。

- (1) 運営委員 5人以上15人以下
- (2) 監査委員 2人
- 2 運営委員のうち、代表運営委員1人及び副代表運営委員1人を置く。

(選任)

第13条 運営委員及び監査委員は、総会において選任する。

- 2 代表運営委員及び副代表運営委員は、運営委員の互選とする。
- 3 監査委員は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 代表運営委員はこの法人を代表し、その業務を總理する。

- 2 副代表運営委員は、代表運営委員を補佐し、代表運営委員に事故あるとき又は代表運営委員が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款、総会及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監査委員は、次の職務を行う。
 - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、もしくは運営委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するにいたったときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(職員)

- 第17条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は代表運営委員が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第19条 総会は、会員をもつて構成する。

(機能)

- 第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回、年度開始3ヶ月以内に開催する。
2 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき。
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監査委員から招集があつたとき。

(招集)

- 第22条 総会は、代表運営委員が招集する。ただし第14条第4項第4号の規定による臨時総会は監査委員が招集する。
2 代表運営委員は、臨時総会開催の請求があつたときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときには、代表運営委員又は監査委員は、総会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席会員が表決に参加するために必要な書類とともに、少なくとも会議開催の5日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

- 第23条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

- 第24条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ会員に通知した事項に限られるものとする。
- 2 総会の議事は、この定款で別段の定めがあるものを除いて、出席会員(議長を含む)の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第26条 会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 総会に出席できない会員は、通知された議案の各々について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した会員は、第24条(定足数)、第25条(議決)については総会に出席したものとみなす。ただし、総会の議事録を作成する際には、出席者数及び議決参加者数の表記において、書面表決又は表決委任をした会員の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

- 第27条 総会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名または記名押印しなければならない。

第6章 運営委員会

(構成)

- 第28条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(機能)

- 第29条 運営委員会は、総会の決定に基づき、日常の執行方針を議決し、その実現を図る。

(開催)

- 第30条 運営委員会は、次の場合に開催する。
- (1) 代表運営委員が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監査委員から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第31条 運営委員会は、代表運営委員が招集する。
- 2 代表運営委員は、運営委員又は監査委員から第30条の規定に基づく運営委員会開催の請求があったときは、請求の日から7日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときには、代表運営委員は、運営委員会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明記する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席運営委員が書面による表決に参加するために必要な書類とともに、少なくとも会議開催の5日前までに運営委員に通知しなければならない。

(議長)

- 第32条 運営委員会の議長は、運営委員が交代でこれに当たる。

(定足数)

- 第33条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第34条 運営委員会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ運営委員に通

知した事項にかぎられるものとする。

- 2 運営委員会の議事は、出席運営委員(議長を含む)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

- 第35条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 運営委員会に出席できない運営委員は、通知された議案の各々について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した運営委員は第33条(定足数)、第34条(議決)については運営委員会に出席したものとみなす。ただし、運営委員会の議事録を作成する際には、出席運営委員数及び議決参加運営委員数の表記において、書面表決をした運営委員の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

- 第36条 運営委員会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名または記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の管理)

- 第38条 この法人の資産は、代表運営委員が管理し、この方法は、総会の議決を経て、代表運営委員が別に定める。

(会計の原則)

- 第39条 代表運営委員は、次の原則によってこの法人の会計を処理しなければならない。
- (1) 会員から会費の納付が確実になるようにするとともに、外部からの寄付金品の確保、助成制度や委託制度の活用に努めること。
 - (2) 収益及び費用は、予算に基づいて行うこと。
 - (3) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
 - (4) 財産目録、貸借対照表、及び活動計算書は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する内容を明瞭に表示したものとすること。
 - (5) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
 - (6) この法人の活動で必要とする経費の費用については、予算の範囲内で執行すること。

(事業計画及び予算)

- 第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表運営委員が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度の開始時点までに当該年度の予算が成立していないときは、代表運営委員は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日

- まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。
- 2 前項の収入支出は、当該年度の予算が成立した場合には、その予算に基づく収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表運営委員が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監査委員の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会で借入限度額を決定しなければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次の場合に解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 総会の決議によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第48条 他の法人と合併を行うには、総会において会員総数の4分の3以上の議決を必要とする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の解散事由にかかる公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表にかかる公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表運営委員がこれを

定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

運営委員	田口美恵子
同	小川秀代
同	加納美奈子
同	重松京子
同	菅沼勝枝
同	鈴木まり子
同	前田みゆき
同	又木京子
同	山崎由喜子
同	山本裕子
監査委員	宮川郁美
同	手嶋康子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2001年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、設立の日から2001年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
会費 年会費 2000円

附則

この定款は、2001年5月19日から施行する。

附則

この定款は、2001年10月4日から施行する。

附則

この定款は、2005年11月18日から施行する。

附則

この定款は、2010年6月7日から施行する。

附則

この定款は、2011年12月1日から施行する。

附則

この定款は、2013年10月10日から施行する。

附則

この定款は、2017年5月20日から施行する。

2023 年度 活動報告

はじめに

基本方針「リユース・リサイクルの推進に努める」

2023 年度を振り返ると、2 年にわたるロシアのウクライナ侵攻、新たに勃発したイスラエルとパレスチナ紛争の報道に、即時停戦を願ってきました。

国内でも、元日には震度 7 の「能登半島地震」が発生し、緊急支援を実施すると同時に店頭募金をよびかけ、一日も早い復興を支援してきました。

国内外共に厳しい状況にありましたが喜ばしい事もありました。

支援先の一つである認定 NPO 法人「幼い難民を考える会」への支援を、2023 年 3 月をもって終えることになりました。

2008 年 3 月より 16 年間応援してきた同会の「カンボジアでの村の幼稚園事業」が地域の状況に配慮した活動が認められ、カンボジア教育省から直接保育者への給与支給が実現するなど、現地の人々による運営が見通せたことにあります。

私たちの 25 年の活動の中で初めてハンドオーバー（現地の人による運営）出来た支援事業でした。

昨年度から始まった森の里地区の「WE ショップ・ステーション」の活動を参考に、新たに飯山地区と戸室地区の 2 団体が、「WE ショップ・ステーション」として 11 月から週 1 回地域の方からの寄付品を受け取る協力を下さっています。

また 10 月からはスタッフが中心となり月 1 回のワークショップで様々な企画を開催し、お店に足を運んでいただく機会をひろげました。

2023 年 4 月で「WE21 ジャパン厚木」の活動は 25 年を迎える「25 周年記念誌」を作成しました。原稿を寄せていただいたお客さまや会員、支援先、関係団体等に配布することが出来ました。

I 特定非営利活動に係る事業

1 資源のリユース・リサイクルを推進する事業

[日時]	通年
[場所]	神奈川県内及び近隣都県
[従事者人数]	40人(理事、スタッフ、ボランティア)
[受益対象者]	市民
[支出]	15,949,715円

1-1) リユース活動の推進

(1) 2023年度の活動実績

2023年度活動実績表 人数は延べ人数	
営業日数	278日
寄付者数	3,133件(内新規170件)
顧客数	20,495人
売上高	19,734,797円

- ・10月後半から1月にかけてパッチワーク作品やハンドメイド衣類、布地等の良品のご寄付が大量にあり売上向上につながった。
- ・10月から毎月手作りのワークショップを開催し、お客様に楽しんでいただくと共にお店に足を運んで頂く機会を広げた。
- ・ショップ周辺の店舗の撤退に伴い来店者数が増えた。(過去5年間で最高)

(2) 「WE ショップ・ステーション」の増設

- ・昨年度からスタートしている森の里地区の一般社団法人「ぐるっと」を参考に、戸室地区の「ケアマネ事業所・ワーカーズ・コレクティブさち」と飯山地区的「くれよん保育室」が新たに「WE ショップ・ステーション」として11月からそれぞれ週1回寄付品を受け取ってくれることになった。

(3) 着物文化を広げる活動

- ・「着付け教室」を6月から18回開催した。

1-2) リサイクル活動の推進

(1) リメイクボランティアとの連携

- ・寄付された品物の中でリユースできなかった衣類等をリメイクボランティアの「おりひめ」や布ぞうり製作ボランティアに託し、リサイクルを進めた。
- ・リメイクフェアが2回開催され、「おりひめ」から4万円の寄付があった。
- ・布ぞうりは、188,520円の寄付金につながった。

(2) 故織維業者との連携

- ・リユースできなかった衣類等を故織維業者に託しリサイクルを進めた。(401袋)

(3) 高齢者福祉事業所との連携

- ・リユース出来なかった綿製品は、必要としている高齢者福祉事業所等に45リットル袋110円で提供しリサイクルを進めた。 提供した綿製品：17袋

1-3) 広報活動

(1) 寄付品募集チラシの発行

- ・5月 2023年度版寄付品募集チラシを1万枚作成。

(2) ローカルニュースの発行

「WE21 厚木ニュースNo.67」 発行日 2023年7月 500枚発行

「WE21 厚木ニュースNo.68」 発行日 2024年1月 500枚発行

(3) ソーシャルメディア等の活用

- ・フェイスブックにリアルタイムにショップ情報を載せるよう努めた。
- ・ホームページでは、支援実行報告やニュース発行等を迅速にアップし、情報開示に努めた。
- ・あゆチャンネル「こちらワクワク情報室」お店発見～テーマ SDG's～の取材を受け、5/1～7まで番組で活動が紹介された。

(4) 寄付品募集ちらしのポスティング強化

- ・新たな「WE ショップ・ステーション」開設にあたって、戸室地区と飯山地区に重点的にポスティングを行った。
- ・ボランティアの皆さんとともに「寄付品募集ちらし」のポスティングに力を入れた。

2 アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業

[日 時]	通年
[場 所]	神奈川県内及び近隣都県
[従事者人数]	32人(理事、スタッフ、ボランティア)
[受益対象者]	市民
[支 出]	4,347,606円

2-1)国内外の支援事業

(1) 国内のNPO等が海外で実施する事業への支援

支援総額：996,250円（店頭募金含む）

支援国等	NPO、NGO団体名	支援活動内容	支援金額
ネパール	NPO法人 ベルダレルネーヨ	カンチャンジャンガ紅茶農園周辺の子どもたちへの高等教育支援	800,000
カンボジア	認定NPO法人 幼い難民を考える会	村の幼稚園で栄養補助として実施される「ゆで卵」配食費用の募金	36,250
ミャンマー	公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会	ミャンマー（ビルマ） 難民キャンプの図書館事業	150,000
トルコ/ シリア	NPO法人 CODE 海外災害援助支援センター	トルコ・シリア 大地震被災者支援募金	10,000
計			996,250

(2) 国内の任意団体、NPOが国内で実施する事業への支援

支援総額：1,196,981円（店頭募金を含む）

支援地域	NPO、NGO団体名	支援活動内容	支援金額
日本 (厚木市)	フードパントリー えんむすび	子育て中のひとり親世帯への食品の無料配布 (食品類の収集・仕分け作業・各家庭への配布)	220,200
日本 (東京都)	認定NPO法人 シェア=国際保健 協力市民の会	在日外国人支援事業 (外国人母子の保健医療サービスへの アクセス改善プログラム)	100,000
日本 (気仙沼市)	NPO法人 プロジェクトK	「東日本大震災復興支援」気仙沼・地域住民の 生活支援（被災者交流事業の継続、母親対象の 子育て支援事業、いのちの大切さを伝える事業） (募金・指定寄付=52,361円含む)	112,361

日本 (郡山市)	甲状腺ガン支援グループ・あじさいの会	「東日本大震災復興支援」 福島県内の小児甲状腺がん患者と家族 及び支援者へのサポート事業	200,000
日本 (秋田県)	公益社団法人シャンティ国際ボランティア会	令和5年7月豪雨緊急支援	30,000
日本 (輪島市)	輪島市	令和6年能登半島地震被災者義援金 (募金・指定寄付金=67,210円含む)	267,210
日本 (珠洲市)	珠洲市	令和6年能登半島地震被災者義援金 (募金・指定寄付金=67,210円含む)	267,210
計			1,196,981

- ・「書き損じはがき/未使用はがき」は、これまで支援先（幼い難民を考える会）に贈って
いたが、切手・はがきに変えて2024年度事業に活用することとなった。
切手に換算した額は次年度報告する。
- ・外国コインや外国切手を「ユニセフ」に寄付した。

(3) 東日本大震災被災地「気仙沼の产品」取り扱いによる復興支援

年間仕入れ金額：1,481,182円 ③

(4) 能登半島被災地产品取り扱いによる復興支援

年間仕入れ金額：58,540円

(5) 緊急支援

- ・令和5年7月豪雨被災地（秋田県）への緊急支援を実施した。

2-2) 国際理解を深めるための事業

(1) フェアトレードの推進

「もうひとつの海外支援」としてフェアトレード品の仕入れを行い生産者を支援した。

フェアトレード品 年間購入金額 507,596円

フェアトレード品仕入先団体別購入金額 ()内は取り扱い商品の生産国、主な品

ネパリ・バザーロ (ネパール紅茶、カレー、他)	第三世界ショップ (グアテマラの珈琲、インドネシアの塩、チョコレート、他)
130,805円	376,791円

(2) WE講座の開催

- ・2024年3月28日 2024年度第1回WE講座開催

支援先報告会：「ネパールでの高等教育支援事業報告」

NPO 法人ベルダレルネーヨ事務局：高橋百合香さん（ネパリ・バザーロ代表）
〃 事務局長：丑久保完二氏

(3) 「貧困なくそうキャンペーン」の開催

- ・支援先団体「幼い難民を考える会」が実施する「ゆで卵給食」への募金活動を実施
実施期間：2023年10月の1ヵ月間

(4) 支援先との交流事業（主に支援チームと理事長が対応）

- ・2023/4/20 NPO 法人ベルダレルネーヨ <事業報告> 事務局 高橋百合香さん
- ・2023/5/24 認定 NPO 法人幼い難民を考える会 <事業終了についての経過報告>
副代表：関口晴美さん 事務局長：片山美紀さん
- ・2023/6/7 シェア＝国際保健協力市民の会 <事業報告>
在日外国人支援事業部：山本裕子さん 松尾沙織さん
- ・2023/9/21 フードパントリーえんむすび <新規支援先リサーチ/聞き取り>
代表：毛木宏美さん
- ・2023/10/28 フードパントリーえんむすび <荻野公民館にて活動見学/聞き取り>

(5) その他

イスラエルのパレスチナ侵攻の現状に対し、認定 NPO 法人日本国際ボランティアセンターが呼びかけた下記アドボカシー活動への賛同団体となった。

【「緊急アクション」NGO による外務省への要請文：国際会議における「即時停戦」への働きかけ、メッセージの発信を】(2023/11 実施)

3 その他、第3条の目的達成に必要な事業

[日時]	通年
[場所]	神奈川県内及び近隣都県
[従事者人数]	32人(理事、スタッフ、ボランティア)
[受益対象者]	市民 WE21 ジャパン・グループメンバー
[支出]	361,468円

3-1) 組織運営

(1) 理事会の開催

- ・原則月1回理事会を開催した。
- ・「25周年記念誌」を200部発行した。昨年度発足した「25周年記念誌編集チーム」を中心に作成配布した。※チームミーティング：発送作業も含めて15回開催

(2) 会員

法人会員にはニュースの送付等を通じて情報を開示した。

会員数 期首 71名 期末 72名

(3) ボランティアミーティング及びスタッフミーティング

ボランティアミーティング及びスタッフミーティングを開催し情報を共有。

課題の整理、活動への提案につなげた。

ボランティアミーティング：5回開催 スタッフミーティング：12回開催

(4) 地域とのつながり

- ・「ヒューマンサポートネットワーク厚木(HSN)」との連携

年間を通じて下記事業者にフェアトレード品の共同購入をしてもらった。

購入実績 225,399 円

保育園ViVi おひさまっこ保育園 学童保育なないのたね
NPO法人ワーカーズ・コレクティブくれよん(くれよん保育室)

- ・同ビル2階の保育園との交流

7/27 2階の保育園「ナーサリースクール」が開催したピアノコンサートに招待され、ボランティア3名が参加した。

10/31 ハロウインの行事に参加し、保護者からの寄付品が増えた。

- ・厚木市就労準備支援事業の調査

12/13 厚木市福祉総務課担当者及びWE21 ジャパン相模原代表から話をきいた。

3/7 事業の委託先 社会福祉法人すぎな会開催「Café たまりば」へ理事長が参加した。

- ・一般社団法人「ワーカーズ・コレクティブ キッチンばお」から77,667円の寄付があった。

(5) 見学等の受け入れ

- ・全国チャリティショップネットワーク(JCSN)からの依頼

1/17 JCSNの共同代表と佐賀県からの見学者がみえた。

(6) WE21 ジャパン・グループ等との連携

- ・1/23 3/21 県央スタッフ会議に参加。お互いに情報交換をし交流を深めた。
- ・WE21 ジャパンの経営危機を乗り切るために「組織検討会議」が設置され、12月に出された「中間答申」に対し、座長宛に意見書を提出した。
- ・1/23 と3/5 臨時グループ会議にてWE21 ジャパン理事会から「組織改革案」が提示され、意見書を提出した。

活動計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
認定特定非営利活動法人 WE21ジャパン厚木

(収益事業+非収益事業) (円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
(正味財産増減計算)			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費・入会金			
正会員受取会費	116,000	103,000	13,000
受取会費・入会金合計	116,000	103,000	13,000
事業収益			
ショッフ事業収益	19,734,797	18,904,147	830,650
事業収益合計	19,734,797	18,904,147	830,650
受取寄付金			
受取寄付金(ハンドメイド品)	13,470	266,100	△252,630
受取寄付金(指定寄付)	61,000	9,900	51,100
受取寄付金(布草履)	188,520	192,500	△3,980
受取寄付金(その他支援)	665,200	670,000	△4,800
受取寄付金(管理)	387,652	645,508	△257,856
募金収益	132,031	110,285	21,746
資産受贈益	29,975	24,637	5,338
受取寄付金合計	1,477,848	1,918,930	△441,082
雑収益			
受取利息	97	89	8
雑収益	0	100,000	△100,000
雑収益合計	97	100,089	△99,992
経常収益合計	21,328,742	21,026,166	302,576
(2) 経常費用			
事業費			
【人件費】			
役員給与	0	264,600	△264,600
給料手当	3,888,324	4,379,523	△491,199
報給	1,715,035	1,757,910	△42,875
法定福利費	20,586	15,251	5,335
福利厚生費	124,252	32,824	91,428
【人件費計】	5,748,197	6,450,108	△701,911
【その他費用】			
仕入(東北復興支援)	1,480,858	1,571,681	△90,823
仕入(能登復興支援)	58,540	0	58,540
期首棚卸高	10,964	2,147	8,817
期末棚卸高	△26,606	△10,964	△15,642
WEトード仕入	506,902	455,729	51,173
教育費	0	1,641	△1,641
WEトード販促費	85,238	51,615	33,623
会議費	17,319	13,937	3,382
旅費	190,028	171,678	18,350
水道光熱費	1,024,729	1,110,296	△85,567
賃借料	5,203,008	5,203,008	0
リース料	645,820	632,959	12,861
旅費交通費	837,498	738,229	99,269
通信費	116,922	123,319	△6,397
運送料	51,120	58,650	△7,530
消耗品費	639,588	385,029	254,559
什器備品費	183,435	2,440	180,995
広告宣伝費	157,152	142,993	14,159
被服費	2,315	95,436	△93,121
支払手数料	150,405	124,096	26,309
保険料	38,570	39,070	△500
WE21ネットワーク料	15,400	14,143	1,257
租税公課	662,400	630,800	31,600
業務委託費(蓄備保障)	59,400	59,400	0
商標使用料	121,660	120,000	1,660
清掃償却費	71,667	71,668	△1
海外支援助成金支出	950,000	2,093,205	△1,143,205
寄付金支出	1,111,200	204,790	906,410
募金支出	132,031	110,285	21,746
雑損失	5,708	10,301	△4,593
雑費	45,853	35,759	10,094
【その他費用計】	14,549,124	14,263,340	285,784
(合計)	20,297,321	20,713,448	△416,127
管理費			
【人件費】			
役員給与	0	29,400	△29,400
給料手当	39,276	44,237	△4,961
福利厚生費	7,476	4,719	2,757
【人件費計】	46,752	78,356	△31,604
【その他費用】			
会議費	18,450	12,297	6,153
水道光熱費	10,342	11,208	△866
賃借料	52,548	52,548	0
旅費交通費	20,780	15,732	5,048
通信費	32,660	8,447	24,213
消耗品費	435	0	435
広告宣伝費	66,804	59,703	7,101
支払手数料	0	110	△110
諸会費	53,000	53,000	0
イベント費用	13,070	2,400	10,670
雑費	46,627	7,644	38,983
【その他費用計】	314,716	223,089	91,627
(合計)	361,468	301,445	60,023
経常費用計	20,658,789	21,014,893	△356,104
当期経常増減額	669,953	11,273	658,680
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益合計	0	0	0
(2) 経常外費用			
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
経常外費用合計	70,000	70,000	0
当期経常外増減額	△70,000	△70,000	0
当期正味財産増減額	599,953	△58,727	658,680
正味財産期初残高	11,466,087	11,524,814	△58,727
正味財産期末残高	42,12,066,040	11,466,087	599,953

貸借対照表
 令和6年3月31日現在
 認定特定非営利活動法人 WE21ジャパン厚木

(収益事業+非収益事業)

(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
現金	510,748	334,986	175,762
普通預金	10,891,352	10,679,334	212,018
商品	26,606	10,964	15,642
前払費用	11,000	10,500	500
貯蔵品	45,802	54,804	△9,002
流動資産合計	11,485,508	11,090,588	394,920
2.固定資産			
建物付属設備	1	1	0
保証金	860,000	860,000	0
長期前払費用	147,314	218,981	△71,667
固定資産合計	1,007,315	1,078,982	△71,667
資産合計	12,492,823	12,169,570	323,253
II 負債の部			
1.流動負債			
前受金	8,000	1,000	7,000
預り金	1,683	1,683	0
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税(下半期分)	347,100	630,800	△283,700
流動負債合計	426,783	703,483	△276,700
2.固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	426,783	703,483	△276,700
III 正味財産の部			
正味財産期首残高	11,466,087	11,524,814	△58,727
正味財産当期増減額	599,953	△58,727	658,680
正味財産期末残高	12,066,040	11,466,087	599,953
正味財産合計	12,066,040	11,466,087	599,953
負債正味財産合計	12,492,823	12,169,570	323,253

財産目録
令和6年3月31日現在
認定特定非営利活動法人 WE21ジャパン 厚木

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金				
現金				510,748
■1号店	厚木市中町	ショップ運営資金	235,683	
■管理	厚木市中町	法人運営資金	275,065	
普通預金				10,891,352
■みずほ銀行厚木支店(WEショップ')	厚木市中町	ショップ運営資金	4,647,594	
■スルガ銀行厚木鷺尾支店	厚木市鷺尾	ショップ運営資金	785,974	
■スルガ銀行厚木支店	厚木市中町	ショップ運営資金	5	
■みずほ銀行厚木支店(管理)	厚木市中町	法人運営資金	5,457,779	
商品				26,606
■(有)ムラカミ	宮城県気仙沼市	復興支援商品	15,926	
■ 第3世界ショップ	東京都目黒区	フェアトレート商品	9,207	
■ ネパリ・バザーロ	横浜市栄町	フェアトレート商品	1,473	
前払費用	厚木市中町	2024ホ'ランティア保険	11,000	
貯蔵品		切手	45,802	
流動資産合計				11,485,508
(固定資産)				
	建物付属設備	厚木市中町	パートーション	1
	保証金	厚木市中町	店舗契約保証金	860,000
	長期前払費用	厚木市中町	店舗契約更新料	147,314
固定資産合計				1,007,315
資産合計				12,492,823
(流動負債)				
	前受金	厚木市中町	2024年度 前受会費	8,000
	預り金			1,683
	■源泉所得税	厚木市中町	源泉税預り金	1,683
	未払法人税等		2023年度法人税	70,000
	未払消費税		2023年度 下半期消費税	347,100
流動負債合計				426,783
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				426,783
正味財産合計				12,066,040

2024 年度 活動方針

はじめに

基本方針 「法人の目的実現のために事業継続をめざす」

活動を始めて 25 年が経過しましたが、この間国際紛争は絶えず、異常気象による大規模な自然災害もあとを絶ちません。そんな中、私たち一人一人が協力しあい、資源の活用や国内外支援を実行していくことが、今まで以上に必要な時代になっています。

資源活用の視点では、ボランティアの皆さんと共に、寄付品や新規のお客さまを増やし、リユース・リサイクルを推進していきます。

支援活動においては、人と人とのつながりを大事にし、引き続き身近な市内の支援先を検討します。加えて気軽に参加出来るWE講座を開催し、支援先との交流や情報交換を進めます。

厚木市内の SDG's 関連団体に参加し、新たなネットワークを広げていきたいと思います。

I 特定非営利活動に係る事業

1 資源のリユース・リサイクルを推進する事業

1-1) リユース活動の推進

*環境負荷低減の取り組みとして、ごみ排出量の削減のためリユース活動を推進。

- ① 期 間 通年
- ② 場 所 WE ショップ厚木 1 号店
- ③ 対象者 一般市民
- ④ 内 容 不要になった寄付品の受入及び提供

1-2) リサイクル活動の推進

*寄付された品物の中でリユースできなかった衣類等をリメイクボランティアの「おりひめ」や布ぞうり製作ボランティアに託し、リサイクルを進める。

- ① 期 間 通年
- ② 場 所 WE ショップ厚木 1 号店、他
- ③ 参加者 一般市民
- ④ 内 容 洋服・バッグ・スカーフ・小物、布ぞうり

*再利用できなかった衣類等を故纖維業者に託し、リサイクルを進める。

- ① 期 間 通年
- ② 対象者 近隣の故纖維業者
- ③ 内 容 リユースできなかった衣類等

*リユース出来なかった綿製品は、高齢者福祉事業所に提供しリサイクルを進める。

- ① 期 間 通年
- ② 対象者 高齢者福祉事業所
- ③ 内 容 リユースできなかった綿製品

1-3) 広報活動

*活動への共感者を広げるために、様々な広報活動に力を入れる。

- ① 期 間 通年
- ② 対象者 一般市民
- ③ 内 容 WE21 厚木ニュース（年 2 回）・寄付品募集チラシ・店内広報・その他必要な応じた広報物発行 フェイスブック、ホームページでの発信

*市内 3 か所の「WE ショップ・ステーション」との連携及び寄付品募集チラシのポスティングを強化し、新規寄付者及び顧客の拡大に努める。

- ① 期 間 通年
- ② 対象者 一般市民
- ③ 内 容 「WE ショップ・ステーション」及びボランティアとの連携

2 アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と 自立のための活動を支援する事業

2-1) 国内外の寄付支援事業

開発途上国の貧困をなくすために、アジアの人々、とりわけ女性の生活向上と自立のための活動を支援。国内においては東日本大震災復興支援等を実施する。

(1) 国内 NPO、NGO の海外プロジェクト支援の実施

- ① 時 期 2025 年 3 月実施
- ② 対 象国 ネパール等、他にも支援を必要としている国
- ③ 内 容 女性や子どもたちの命や人権を守る活動を継続支援他

(2) 国内 NPO、NGO 等の国内での事業支援

* 東日本大震災復興支援の実施

- ① 時 期 2025 年 3 月支援実施
 - ② 対 象 東日本大震災被災地及び被災者
 - ③ 内 容 通年の店頭募金、現地 NPO 等の支援
- * 能登半島地震復興支援の実施
- ① 時 期 状況を鑑み対応
 - ② 対 象 能登半島地震被災地
 - ③ 内 容 店頭募金、現地で復興活動を進める NPO 等支援
- * 新たな支援先として、厚木市内の団体を検討する。

(3) 東日本大震災被災地の產品を取り扱い日常的に復興を支援。

- ① 期 間 通 年
- ② 対 象 気仙沼市
- ③ 内 容 主に海産物

(4) 能登半島地震被災地の產品を取り扱い日常的に復興を支援。

- ① 期 間 状況を鑑み対応
- ② 対 象 石川県
- ③ 内 容 主にお菓子

(5) 緊急支援

国内外の地震や台風等の自然災害による被災地に、緊急支援を実施。

- ① 期 間 通 年
- ② 対 象 国内外
- ③ 内 容 自然災害による緊急支援

2-2)国際理解を深めるための事業

フェアトレード品の提供や講座・キャンペーンの開催を通じて、開発途上国の人々の現状をおおぜいの人たちと学ぶ機会を作り、国際理解を深めるための活動へ、広く参加をよびかける。

(1) フェアトレードの推進

途上国の人々の生活を支える「フェアトレード」を広く広報し、「もうひとつの海外支援」としてフェアトレード品の取り扱いを推進する。

- ① 期 間 通 年
- ② 対 象 ネパール・インドネシア、他
- ③ 内 容 コーヒー・紅茶・カレー、塩、ドライフルーツ 他

(2) WE講座の開催

支援先の国際協力NGOやNPO団体のメンバー及びフェアトレード団体による活動報告会を開催し、お互いの交流を深める。

- ① 時 期 通 年
- ② 場 所 WEショップ厚木1号店及び公共施設等
- ③ 対 象 一般市民
- ④ 内 容 支援先の報告会及びフェアトレード団体による活動報告会

(3) 「貧困なくそうキャンペーン」の開催

10月には、国連が定める「貧困撲滅デー」に合わせ「貧困なくそうキャンペーン」を検討する。

- ① 期 間 2024年10月
- ② 場 所 WEショップ厚木1号店
- ③ 対 象 一般市民

(4) 支援先との交流事業

プロジェクトの現状を学び、現地の人たちとの交流を深める。

- ① 時 期 通 年
- ② 訪問先 支援先

3 その他、第3条の目的達成に必要な事業

3-1)組織運営

(1)理事会の開催

総会で決定された事業方針に基づき事業を推進する。

- ① 期 間 通年 毎月1回
- ② 場 所 WE ショップ厚木1号店会議室

(2)会員

法人会員にはニュースの送付等を通じて情報を開示し、講座等への参加を呼びかける。

- ① 期 間 通年
- ② 内 容 期首 70名 目標 75名

(3)ボランティアミーティング及びスタッフミーティング

定期的に開催するボランティアミーティング及びスタッフミーティングを通じて、活動への参加の意義や目的を共有する。

- ① 期 間 通年
- ② 場 所 WE ショップ厚木1号店
- ③ 対 象 ボランティア登録者・ショップスタッフ

(4)地域とのつながり

*厚木市内で活動する非営利団体がネットワークする「ヒューマンサポートネットワーク厚木」と交流することで地域の課題を共有し、双方の活動への共感を広げる。

- ① 期 間 通年 (イベントへの出店、フェアトレード品共同購入の依頼)

*「KTCおおぞら高等学院厚木キャンパス」からの依頼を検討する。

- ① 期 間 通年 (「ジョブ・シャドウイング」の受入れ)

*市内のSDG's関連団体へ参加する。

- ① 期 間 通年 (会議への参加、イベントへの出店)

(5)見学等の受け入れ

活動に関心のある個人、団体の見学を受け入れ、社会貢献型チャリティショップシステムへの共感を広げ、要望があればノウハウを提供し実現に寄与する。

- ① 期 間 通年
- ② 場 所 WE ショップ厚木1号店
- ③ 対 象 チャリティショップの活動に関心のある個人・団体

(6)WE21 ジャパン・グループとの連携

- ① 期 間 通年
- ② 内 容 県央スタッフ連絡会、グループ会議への参加、他

基本目標 I 持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現

基本施策 I-1

気候変動の影響把握と適応の推進

取組の方向

今後、避けることができない地球温暖化（気候変動）が地域社会に及ぼす影響について調査や情報の共有を行い、気候変動の影響に適応（回避や軽減）できるよう日々の暮らしや活動、まちづくりにおいて対応を進めていくことにより、安心・安全に暮らせる社会をつくります。

主要計画

厚木市地球温暖化対策実行計画（厚木市気候変動適応計画）

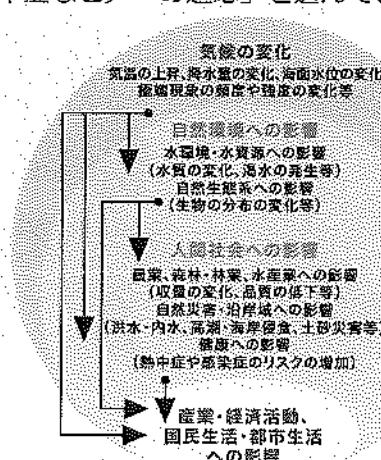
【現状と課題】

- 今日、地球温暖化が一因とされる気候変動の影響と考えられる極端な気象現象や豪雨災害による脅威が多発しています。
- 気候変動・地球温暖化対策に向けた気候変動枠組条約締結国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に、今後避けられない影響に対する対策への強化が示されました。
- 国では、気候変動適応法を制定し、気候変動対策を温室効果ガス排出抑制の緩和策と、影響による被害の回避・軽減などの適応策の両面から進めていくことになりました。
- 本市でも、気候変動による気温上昇による、豪雨災害など極端な気象現象を始め、熱中症や感染症媒介生物の生息域拡大などによる健康への影響、農作物や自然環境への影響などが懸念されます。

【アンケート結果】

- 本計画策定に当たって令和元（2019）年に実施した環境に関するアンケート（以下「環境に関するアンケート」という。）では、今後、市が優先すべき項目として、7割以上の市民が「気候変動への影響（自然災害、熱中症など）への適応」を選んでいます。
- 気候変動の影響として「豪雨など極端な気象現象の多発」や「台風などによる災害」が特に懸念されています。

気候変動から産業・経済活動、国民生活、都市生活への影響の流れ
気候変動観測・予測及び影響評価レポート2018
～日本の気候変動とその影響～
環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁より



【施策の展開】

I-1-① 気候変動の影響等把握と情報共有

地域における気候変動の影響と考えられる事象について調査や情報の共有を行い、みんなで気候変動の影響への適応の在り方を考えていきます。

考えられる取組

- ・地域における気候変動の影響と考えられる事象や事例の収集、調査の実施
- ・神奈川県気候変動適応センターとの連携
- ・気候変動の影響に関する情報の整備など情報の共有化の推進

I-1-② 気候変動適応対策の推進

気候変動への適応を進める体制整備と、適応策の取組を総合的・計画的に進めます。

考えられる取組

- ・気候変動適応策の推進に向けた体制の整備
- ・市内における気候変動への適応に向けた取組、対応策などを把握
- ・気候変動適応に関する計画的な取組の策定による適応策の推進

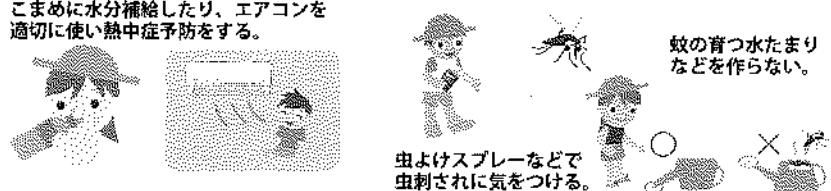
気候変動適応の例 1 食を守るための「適応」



気候変動適応の例 2 気象災害から守るための 「適応」



気候変動適応の例 3 健康を守るための「適応」



A-P.L.A.T (気候変動適応情報プラットフォーム) 国立研究開発法人 国立環境研究所より

基本目標Ⅰ 持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現

基本施策Ⅰ-2

エネルギーを有効活用する社会の構築

取組の方向

省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用など、スマートライフが楽しめる暮らしやまちづくりを進め、エネルギーが有効に活用され、地球温暖化防止にも貢献できる環境に優しい脱炭素社会を目指します。

主要計画

厚木市地球温暖化対策実行計画

【現状と課題】

- ・ パリ協定における日本の約束草案「令和 12 (2030) 年の温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比 26% 削減」と長期的目標としての「令和 32 (2050) 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減」の達成が求められています。
- ・ 約束草案の実現に向け、令和 12 (2030) 年度までに再生可能エネルギーによる発電量を総発電量比 22~24% に高めていく必要があります。
- ・ 今後、再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT)^{*} の期間満了を迎える住宅用太陽光発電 (卒 FIT^{*}) が増加するなど、発電された余剰電力の有効活用を図っていく必要があります。
- ・ 気候変動の影響と考えられる極端な気象現象や水害などが多発しており、今後、大規模災害や停電時における地域電源の確保が重要になっています。
- ・ 本市から排出される温室効果ガスの約 40% を、家庭や業務など民生部門からの排出が占めています。このため、家庭や事業所での省エネルギー対策を始め、再生可能エネルギー活用の推進などを一層進めていく必要があります。
- ・ 令和 2 (2020) 年度に菅首相は、所信表明演説の中で、我が国は、令和 32 (2050) 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル^{*}、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

【アンケート結果】

- ・ 環境に関する市民アンケートにおいて、今後、市が優先すべき内容として、「地球温暖化対策（再生可能エネルギーの活用など）の推進」と「地球温暖化対策（省エネ対策、エコライフなど）の推進」を 7 割以上の市民が選んでいます。
- ・ 温室効果ガス排出抑制で特に効果的と思う取組として「再生可能エネルギーの普及」を最も多い 5 割弱の市民が選び、次いで「省エネ行動の促進」「温暖化による危機の理解促進」「森林整備や緑化」を 3 割弱の市民が選んでいます。

【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値	目標(令和3年度)
① 市内温室効果ガス削減率 (平成25年度比)	10.2% (平成29年度)	→ 18%
② 市域の太陽光発電の発電容量	32.7MW (令和元年度)	→ 45MW
③ 市民アンケートの数値『再生可能エネルギーの普及が進んでいると思う市民の割合』	22.6% (令和元年度)	→ 40%
④ 市民アンケートの数値『省エネの取組が進んでいると思う市民の割合』	23.8% (令和元年度)	→ 60%
⑤ 市民アンケートの数値『地球温暖化を緩和するために取り組んでいることがある市民の割合』	76.2% (令和元年度)	→ 90%

【施策の展開】

I-2-① 地域でのエネルギー有効活用の推進 【重点取組】

家庭での創エネ・省エネ・蓄エネ設備の設置支援など再生可能エネルギーの普及により、地域における自立分散型エネルギー*システムを構築し、脱炭素型のまちづくりを進めます。

考えられる取組

- ・自立分散型エネルギーとしての再生可能エネルギー活用と卒FIT電源の活用の検討
- ・住宅用太陽光発電や蓄電池等スマートハウス導入奨励金による普及促進
- ・電気自動車（EV）の導入促進
- ・ソーラーシェアリング*の普及・促進

I-2-② スマートライフの普及・促進 【重点取組】

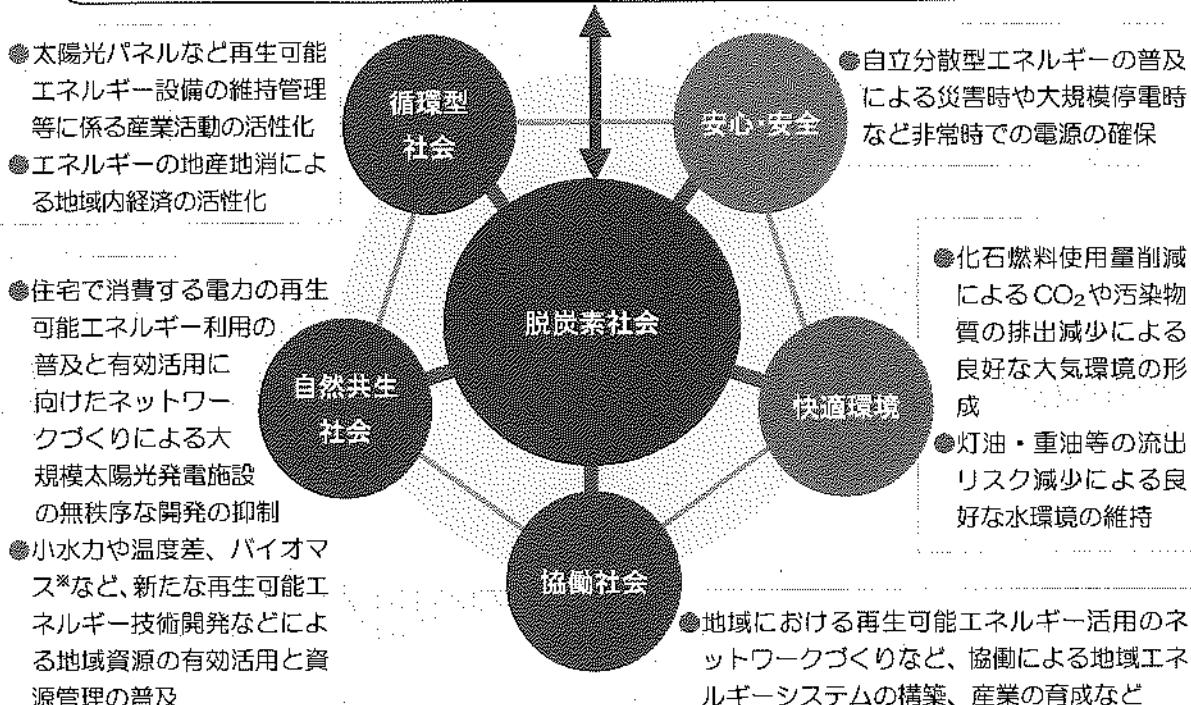
生活や事業活動におけるエネルギー有効利用に向けた国民運動 COOL CHOICE*の普及啓発と、地域の特性に応じたスマートライフづくりと発信を進め、温室効果ガスの排出抑制など、環境に優しいまちづくりを進めます。

考えられる取組

- ・省エネ等 COOL CHOICE の普及啓発
- ・地域の環境やスマートライフを楽しむ市民の知恵や取組の提案など、環境に優しい『あつぎエコスタイルづくり』の推進

重点取組 1-2-① 地域でのエネルギー有効活用の推進

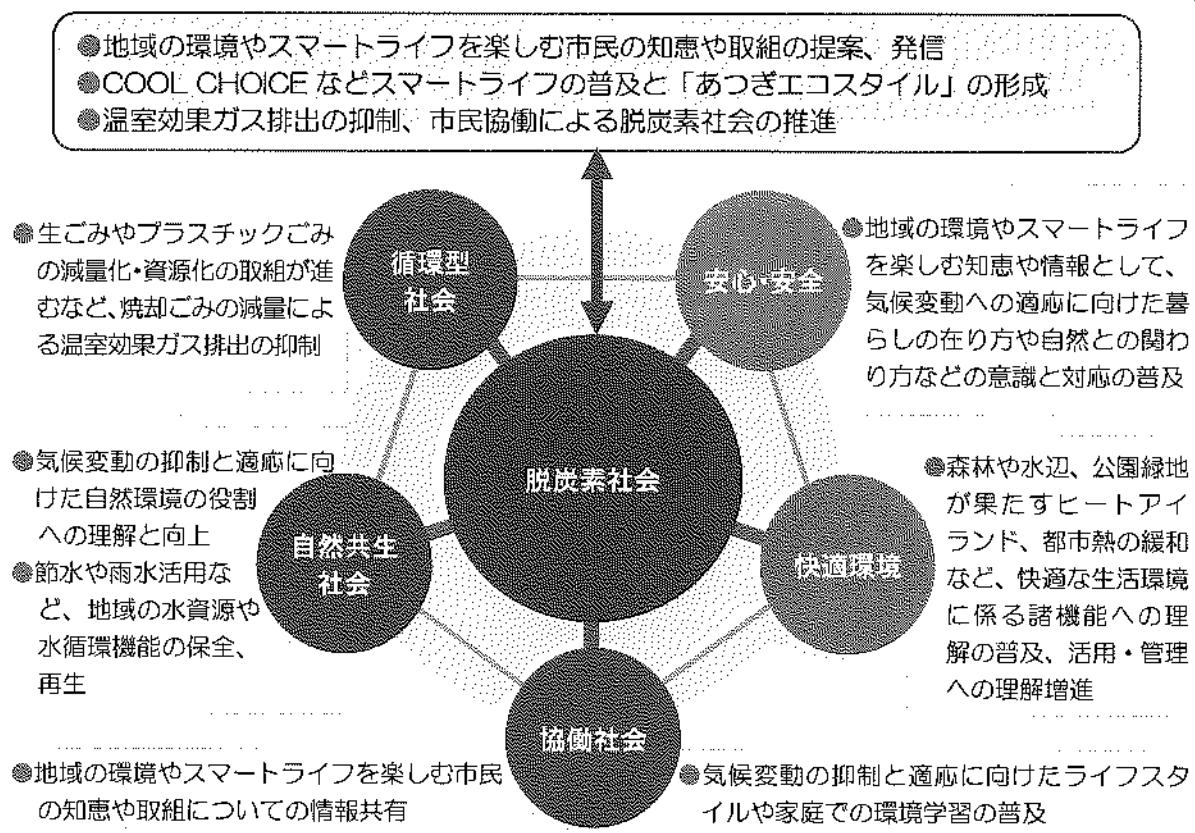
- 再生可能エネルギーの有効活用、スマートハウスなどの普及による家庭や業務部門からの温室効果ガス排出の抑制、市民協働による脱炭素社会の推進
- 太陽光発電の普及と活用による自立分散型の地域エネルギー・システムの構築
- 気候変動の抑制と適応に向けた取組の推進やスマートライフの普及



各主体の取組

市 民	①太陽光発電などの再生可能エネルギー及び蓄電システムの積極的な活用（導入等） ②再生可能エネルギーにより発電された電力の積極的な活用 ③エネルギーの地産地消への参加協力
環境保全等 活動団体	①講座等を活用した再生可能エネルギー・エネルギー有効利用の知識等の提供 ②再生可能エネルギー活用ネットワークづくりなど、各推進主体と連携した活動の推進
事 業 者	①再生可能エネルギー、蓄電システムの活用、自立分散型エネルギーの積極的導入等 ②再生可能エネルギーにより発電された電力の積極的な活用 ③各推進主体と連携した活動への積極的な参加協力
市	①再生可能エネルギー・蓄電システムなどゼロエネルギー・システムの普及促進 ②再生可能エネルギー・エネルギー有効利用に関する環境学習講座の推進、情報提供 ③公共施設への再生可能エネルギー、省エネ機器、蓄電システム等の積極的な導入 ④公用車への積極的EV [*] の導入と再生可能エネルギーとの連携 ⑤各推進主体と連携した活動の推進と支援

重点取組 1-2-② スマートライフの普及・促進



各主体の取組

市 民	①地球温暖化や気候変動の影響について知る、学ぶ、家族で話し合う ②省エネルギー・エネルギー有効活用に関する情報の収集、講座への参加 ③COOL CHOICE、緑のカーテン※、節水・雨水活用などスマートライフの実践 ④地域の環境やスマートライフを楽しむ知恵や情報、実践結果の情報提供、発信
環境保全等活動団体	①講座等を活用した省エネルギー・エネルギー有効利用の知識・情報等の提供 ②スマートライフなど「あつぎエコスタイル」づくりへの参加と協力、普及啓発
事 業 者	①事業所でのCOOL CHOICE、周辺緑化など省エネ対策や行動の積極的な実践 ②市民等のCOOL CHOICEやスマートライフを支える製品・サービスの提供 ③スマートライフなど「あつぎエコスタイル」づくりへの参加と協力
市	①省エネ等COOL CHOICEの普及啓発 ②地球温暖化や気候変動の影響、エネルギー有効活用に関する情報提供、講座の開催 ③スマートライフなど「あつぎエコスタイル」づくりの普及啓発と推進

基本目標 I 持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現

基本施策 I-3

ごみの発生抑制・循環利用の推進

取組の方向

市民・事業者・市が連携して3Rの普及、プラスチックごみ削減や食品ロス対策などの循環型都市の実現に向けた取組を進めていくとともに、家庭や事業所からのごみの発生抑制、分別の徹底と資源回収を促進し、一層のごみの減量化・資源化を進めます。

主要計画

厚木市一般廃棄物処理基本計画、厚木市災害廃棄物処理計画

【現状と課題】

- 私たちの暮らしや事業活動において、使うことや食べることができるので、ごみとして捨てられ、処分されてしまう物や食品が数多く、かつ、膨大な量となっています。
- プラスチックごみの海洋への流出、蓄積による生態系への影響が深刻になっています。環境省では「プラスチックスマート*」キャンペーンを実施し、海洋プラスチック問題への総合的な取組を進めていくこととしています。
- 我が国では食料自給率が低く、輸入に依存している反面、廃棄される食料が多く、食品ロス対策を一層進め、廃棄される食料を削減していくことが重要な課題です。
- 本市のごみの総排出量は、平成14(2002)年度より3割近く減少しましたが、近年は減少率が横ばいとなっています。ごみ総排出量の約4分の3が家庭系ごみです。
- 令和元(2019)年度の速報値では、市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は661g、家庭系ごみの減量化率27.6%、資源化率34.2%で、それぞれ年々向上していますが、令和2(2020)年度目標の632g、30%と40%に達していません。更なるごみの減量・資源化が課題となっています。
- 今後、食品ロスの削減を始め、「もえるごみ」の大半を占める生ごみの更なる減量と資源化を進めていく必要があります。
- 「もえるごみ」への混入率が高い、「雑がみ」や「せん定枝」、「プラスチック製容器包装」の分別徹底による資源化を進めていく必要があります。
- 事業系ごみの排出量は、令和2(2020)年度の目標である30%削減を達成しました。しかし、市民一人1日当たりの事業系ごみ排出量は236gで、県平均182gを上回っています。県内19市中2番目に多い状況となっています。
- 事業系ごみの減量化・資源化では、複数の大規模事業所がゼロ・ウェイスト*を達成する一方、大規模小売店舗や医療福祉施設などの多量排出事業者が多いといった課題があります。

【アンケート結果】

- 環境に関する市民アンケートにおいて、今後、市が優先すべき内容として、7割以上の市民が、「食品ロス対策、プラごみ削減等のごみの発生源対策」を選んでいます。
- ごみの減量化・資源化に効果的と思う取組として、「ごみの分別とリサイクル」と「食品ロス対策」をともに5割近くの市民が選んでいます。

【取組を進めていくための指標】

指標	現状値・基準値	目標（令和3年度）
① 市民一人1日当たりの家庭系ごみの減量化率 (平成14年度比)	43.3% (令和元年度)	50%
② 家庭系ごみの資源化率	34.3% (令和元年度)	40%
③ 事業系ごみの減量化率 (平成14年度比)	30.1% (令和元年度)	50%
④ 市民アンケートの数値『ごみの減量化、資源化が進んでいると思う市民の割合』	57.3% (令和元年度)	80%

ごみ減量・資源化のキーワードは3つのRと3つのキリ



「資源とごみの出し方」マナーや注意点 厚木市より

【施策の展開】

I-3-① ごみの減量化・資源化の推進 【重点取組】

家庭や事業所でのごみの発生抑制、分別の徹底と資源回収を促進し、一層のごみの減量化と資源化を進め、循環型都市を構築します。

考えられる取組

- ・食品ロス対策の推進
(フードバンク*などの取組促進)
- ・分別の徹底による資源化の推進
- ・3つのキリによる生ごみの減量
- ・事業者の排出者責任の遵守徹底

I-3-② 3Rの普及と仕組みづくり

3Rの普及やフリーマーケット*など3Rの仕組みづくりを進めます。

考えられる取組

- ・3Rの普及と促進
- ・フリーマーケットなどのリユースの推進
- ・プラスチック削減のための普及啓発

I-3-③ 廃棄物の適正処理の推進

ごみの効率的な収集方法と安定的な処理体制を確立し、循環型都市づくりを進めます。

考えられる取組

- ・新たな品目の資源化や家庭系ごみの有料化などによる家庭系ごみ全体の減量化・資源化の検討
- ・新たなごみ中間処理施設の整備の推進、災害廃棄物一時保管場所の確保など安定的な処理体制の確立



令和元年度ごみ減量リサイクルポスター

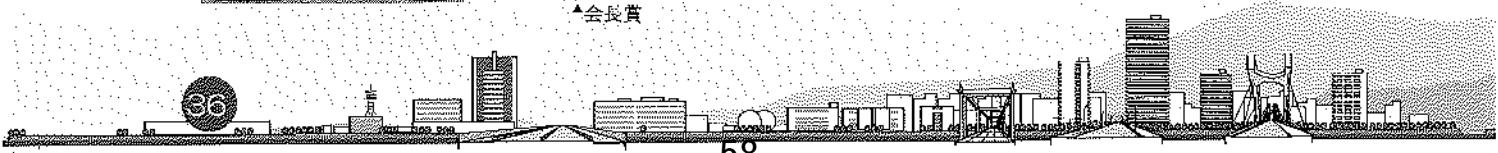
→市長賞



▲会長賞

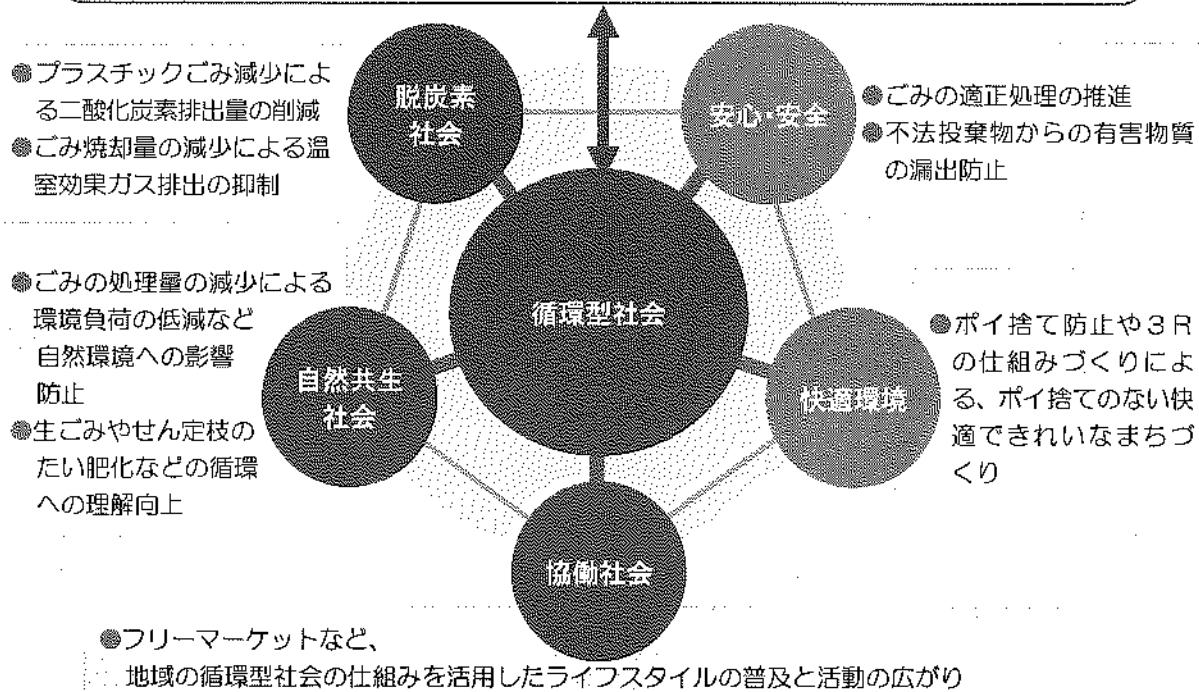


教育長賞



重点取組 1・3-① ごみの減量化・資源化の推進

- 資源を大切にする意識の啓発
- 家庭ごみの減量化・資源化の向上、“Go ごみニマムシティ”の普及と推進
- ごみの減量化によるごみ処理経費の削減



各主体の取組

市民	①ごみ排出の当事者としての自覚と責任の保持、資源を大切にするライフスタイルの確立 ②食品の計画的な購入と消費など、食品残渣の削減、食品ロス対策の推進 ③不用品交換など再使用（リユース）の推進（フリーマーケット等の活用など） ④資源とごみの正しい分別の徹底、排出ルールの遵守と協力
環境保全等活動団体	①ごみの減量化・資源化の啓発活動の推進 ②市民・事業者・市と連携した積極的な活動の推進 ③3Rや食品ロス問題、プラスチックごみ問題に係る環境学習や講座の実施と協力
事業者	①排出事業者の処理責任に基づいた資源とごみの正しい分別と適正処理の遵守 ②事業活動に伴うごみの減量・資源化、食品ロスやプラスチックごみ対策の推進 ③再生資源の積極的な活用、ごみになり難い製品の開発と提供
市	①一般廃棄物処理基本計画など、ごみ減量化・資源化の適正な施策の実施 ②市民・環境保全等活動団体・事業者への的確な情報提供と協力要請 ③3Rや食品ロス問題、プラスチックごみ問題への意識啓発や環境学習、講座の開催支援 ④市民・環境保全等活動団体・事業者の3R活動の促進と活動支援（助言、協力） ⑤市民への適正分別・分別マナーの意識啓発 ⑥事業者への講習会等の実施、適正排出指導などの実施

事業計画等

	現在（更新の申出の事業年度）	2年目	3年目	4年目	5年目
事業の計画	<p>・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 内容：チャリティショッピングの運営 日時：平日 10 時～16 時 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：40 人 受益対象者：厚木市民を中心とする来店者 20,000 人 支出見込額：16,000,000 円</p> <p>・アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 内容：緊急支援を含む国内外支援 日時：随時及び年度末 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：32 人 受益対象者：国内外の市民 約 350 人 支出見込額：4,000,000 円</p> <p>・その他、上記の目的達成に必要な事業 ※特段の計画なし</p>	<p>・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 内容：チャリティショッピングの運営 日時：平日 10 時～16 時 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：40 人 受益対象者：厚木市民を中心とする来店者 21,000 人 支出見込額：16,100,000 円</p> <p>・アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 内容：緊急支援を含む国内外支援 日時：随時及び年度末 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：32 人 受益対象者：国内外の市民 約 380 人 支出見込額：4,100,000 円</p> <p>・その他、上記の目的達成に必要な事業 ※特段の計画なし</p>	<p>・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 内容：チャリティショッピングの運営 日時：平日 10 時～16 時 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：40 人 受益対象者：厚木市民を中心とする来店者 22,000 人 支出見込額：16,200,000 円</p> <p>・アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 内容：緊急支援を含む国内外支援 日時：随時及び年度末 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：32 人 受益対象者：国内外の市民 約 410 人 支出見込額：4,200,000 円</p> <p>・その他、上記の目的達成に必要な事業 ※特段の計画なし</p>	<p>・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 内容：チャリティショッピングの運営 日時：平日 10 時～16 時 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：40 人 受益対象者：厚木市民を中心とする来店者 23,000 人 支出見込額：16,300,000 円</p> <p>・アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 内容：緊急支援を含む国内外支援 日時：随時及び年度末 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：32 人 受益対象者：国内外の市民 約 440 人 支出見込額：4,300,000 円</p> <p>・その他、上記の目的達成に必要な事業 ※特段の計画なし</p>	<p>・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 内容：チャリティショッピングの運営 日時：平日 10 時～16 時 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：40 人 受益対象者：厚木市民を中心とする来店者 24,000 人 支出見込額：16,400,000 円</p> <p>・アジア等における市民、とりわけ女性の生活の向上と自立のための活動を支援する事業 内容：緊急支援を含む国内外支援 日時：随時及び年度末 場所：WE ショップ 厚木 1 号店 従事者人数：32 人 受益対象者：国内外の市民 約 470 人 支出見込額：4,400,000 円</p> <p>・その他、上記の目的達成に必要な事業 ※特段の計画なし</p>

收支 (寄附金を含む)の計画	経常収益 20,354,052 円 内訳 ① 受取会費 106,000 円 ② 事業収益 18,700,000 円 ③ 受取寄付金等 1,548,052 円	経常収益 20,600,000 円 内訳 ① 受取会費 100,000 円 ② 事業収益 18,700,000 円 ③ 受取寄付金等 1,800,000 円	経常収益 20,800,000 円 内訳 ① 受取会費 100,000 円 ② 事業収益 18,900,000 円 ③ 受取寄付金等 1,800,000 円	経常収益 21,000,000 円 内訳 ① 受取会費 100,000 円 ② 事業収益 19,100,000 円 ③ 受取寄付金等 1,800,000 円	経常収益 21,200,000 円 内訳 ① 受取会費 100,000 円 ② 事業収益 19,300,000 円 ③ 受取寄付金等 1,800,000 円
	経常費用 20,354,052 円 内訳 ① 事業費 20,000,000 円 ② 管理費等 354,052 円	経常費用 20,600,000 円 内訳 ① 事業費 20,200,000 円 ② 管理費等 400,000 円	経常費用 20,800,000 円 内訳 ① 事業費 20,400,000 円 ② 管理費等 400,000 円	経常費用 21,000,000 円 内訳 ① 事業費 20,600,000 円 ② 管理費等 400,000 円	経常費用 21,200,000 円 内訳 ① 事業費 20,800,000 円 ② 管理費等 400,000 円
	<会員> 72名	<会員> 73名	<会員> 74名	<会員> 75名	<会員> 76名
	<役員> 理事 10 名 監事 2 名				
	<職員> 非常勤スタッフ 4名 アルバイトスタッフ 4名	<職員> 非常勤スタッフ 6名 アルバイトスタッフ 3名	<職員> 非常勤スタッフ 5名 アルバイトスタッフ 3名	<職員> 非常勤スタッフ 5名 アルバイトスタッフ 3名	<職員> 非常勤スタッフ 5名 アルバイトスタッフ 3名
	<その他> ボランティア 23名	<その他> ボランティア 24名	<その他> ボランティア 25名	<その他> ボランティア 26名	<その他> ボランティア 27名